

雇児発 1031 第 2 号
平成 28 年 10 月 31 日

各
〔
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
〕
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「市町村児童家庭相談援助指針」の改正について

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭相談の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成 17 年 2 月 14 日付け雇児発 0214002 号）において具体的に示しているところである。

今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）が本年 6 月 3 日に公布され、改正法の一部が公布日及び同年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、「市町村児童家庭相談援助指針」の一部を別添のとおり改正したので、都道府県におかれては、改正の内容についてご了知いただくとともに、管内の市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）並びに関係機関及び関係団体等に周知を図られたい。また、市町村におかれては、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うため、改正後の市町村児童家庭相談援助指針を踏まえ、適正な児童家庭相談援助の実施に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

市町村児童家庭相談援助指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>市町村児童家庭相談援助指針 (目次)</p> <p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 <u>児童福祉法の理念及び市町村の児童家庭相談援助</u></p> <p>1. <u>児童福祉法の理念</u></p> <p><u>平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。)において、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村(特別区を含む。)及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることが盛り込まれた(平成28年6月3日(公布日)、同年10月1日及び平成29年4月1日施行)。</u></p> <p><u>このうち、児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを総則の冒頭(第1条)に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体がそれぞれこれを支える形で、児童福祉が保障される旨が明確化された。</u></p> <p><u>子どもの福祉を保障するための原理について、次のように規定された(児童福祉法第1条及び第2条、平成28年6月3日(公布日)施行)。</u></p>	<p>市町村児童家庭相談援助指針 (目次)</p> <p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 <u>児童家庭相談援助とは</u></p>

改正後

改正前

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法では、家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である旨が法律に明記された。

さらに、児童虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には現状では児童養護施設等の施設での養育が中心となっているが、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託など家庭に近い環境での養育を推進するため、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨が法律に明記された。また、専門的なケアを要するなど里親等への委託が適当でない場合には施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨も法律に明記された。

改正後	改正前
<p>家庭と同様の環境における養育の推進について、次のように規定された（児童福祉法第3条の2、平成28年6月3日（公布日）施行）。</p> <p><u>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>※ 「家庭」とは実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を、「良好な家庭環境」とは施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。</u></p> <p>2. 市町村の児童家庭相談援助</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）となった。</p>	<p>児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児福法改正法」という。）により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）となった。</p>

改正後	改正前
<p>相談援助活動は、すべての子どもが<u>適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され</u>、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、<u>子どもの福祉を保障するための原理、家庭と同様の環境における養育の推進等</u>に基づき行われる必要があり、常に子どもの最善の利益を<u>優先して</u>考慮し、活動を展開していくことが必要である。</p> <p>相談援助活動の実施に当たっては、市町村、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関が連携を図りつつ、それぞれの役割を適切に果たすことが必要であり、これら機関の緊密な連携なくしては、十分な活動は期待しえないことに十分留意する必要がある。</p> <p>また、児童家庭相談については、子どもに対する支援だけでは問題の根本的な解決にならず、保護者に対する助言、指導等が必要な場合が多いので、保護者も含めた支援により子どもの福祉を図るという観点が必要である。</p>	<p>相談援助活動は、すべての子どもが<u>心身ともに健やかに生まれ育ち</u>、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、<u>児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理</u>に基づき行われる必要があり、常に子どもの最善の利益を考慮し、<u>援助活動を展開していく</u>ことが必要である。</p> <p>相談援助活動の実施に当たっては、市町村、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関が連携を図りつつ、それぞれの役割を適切に果たすことが必要であり、これら機関の緊密な連携なくしては、十分な活動は期待しえないことに十分留意する必要がある。</p> <p>また、児童家庭相談については、子どもに対する支援だけでは問題の根本的な解決にならず、保護者に対する助言、指導等が必要な場合が多いので、保護者も含めた支援により子どもの福祉を図るという観点が必要である。</p>
<p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談対応件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>(2) こうした状況を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」</p>	<p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <p>1. <u>改正の</u>基本的考え方</p> <p>(1) 従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「児福法」という。</u>）においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談対応件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>(2) こうした状況を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」</p>

改正後	改正前
<p>(平成 15 年法律第 121 号。以下「平成 15 年児童福祉法改正法」という。)により市町村が子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めつつ、</p> <p>②・③ (略)</p> <p>等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。</p> <p><u>(3) しかしながら、市町村、都道府県、国の役割・責務については、様々な規定に分散し、必ずしも明確でなかったことから、子どもの福祉を保障するための自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行できるよう、平成 28 年児童福祉法等改正法において、児童福祉法の総則に明確に規定された。</u></p> <p><u>市町村、都道府県、国の役割と責務については、次のように規定された(児童福祉法第 3 条の 3 第 1～3 項、平成 28 年 6 月 3 日(公布日)施行)。</u></p> <p><u>第三条の三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。</u></p>	<p>(平成 15 年法律第 121 号。以下「平成 15 年児福法改正法」という。)により市町村が子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成 16 年児福法改正法により、平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めつつ、</p> <p>②・③ (略)</p>

改正後	改正前
<p>② <u>都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。</u></p> <p>③ <u>国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(4) <u>市町村の役割・責務に基づき、市町村が行う業務については、次のように規定された（児童福祉法第10条第1項各号）。なお、子ども及び妊産婦に関する家庭等への支援（児童福祉法第10条第1項第4号）については、平成28年児童福祉法等改正法により新設されたが、市町村において従来行っていた業務を明確化したものである（平成28年6月3日（公布日）施行）。</u></p>	<p>(3) <u>まず、市町村が行う業務については、次のように規定されている（児福法第10条第1項各号）。</u></p>

改正後

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

また、虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約6割強を占めているが、背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題等があると考えられる。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未発行である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村で状況を把握できない場合がある。

これらの課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、支援を要する妊婦等に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。このため、平成28年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦、子ども、及びその保護者に日頃から接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、これらの妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供しよう努めることとされ、次のように規定された（児童福祉法第21条の10の5第1項及び第2項、平成28年10月1日施行）。

ここで、歯科医師については、「その他児童又は妊産婦の医療、

改正前

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

改正後	改正前
<p><u>福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。</u></p> <p><u>第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。</u></p> <p><u>※「要支援児童等」とは、以下の特定妊婦及び要支援児童を指す。</u></p> <p><u>○特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦</u> <u>(例：若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)</u></p> <p><u>○要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）</u> <u>(例：子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)</u></p> <p><u>市町村は、上記規定に基づき、医療機関、児童福祉施設、学校等から支援を要する妊婦等に係る情報について提供を受けた場合も、常に子どもの安全の確保を念頭に置くとともに、子どもの最善の利益を優先して考慮し、適切に対応することが重要である。</u></p> <p><u>さらに、市町村は要保護児童の通告先となっている（児童福祉法第 25 条第 1 項）。</u></p>	<p>また、市町村は要保護児童の通告先としても追加されている（児福法第 25 条）。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 他方、<u>都道府県の役割・責務に基づき、都道府県が行う業務</u>については、次のように規定されている（<u>児童福祉法第11条第1項各号</u>）。</p> <p><u>なお、子ども及び妊産婦に関する家庭等への支援（児童福祉法第11条第1項第3号）については、平成28年児童福祉法等改正法により新設されたが、都道府県において従来行っていた業務を明確化したものである（平成28年6月3日（公布日）施行）。</u></p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。</p> <p>ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>ニ <u>児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導</u>その他必要な指導を行うこと。</p> <p>ホ 児童の一時保護を行うこと。</p>	<p>(4) 他方、都道府県が行う業務については、次のように規定されている（<u>児福法第11条第1項各号</u>）。</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。</p> <p>ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。</p> <p>ホ 児童の一時保護を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</p> <p><u>三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>また、<u>児童相談所は、子どもの福祉に関し、上記の都道府県の業務のうち、主として第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号ロからホまで及び第3号に掲げる業務を行うものとされている（児童福祉法第12条第2項）。</u></p> <p>2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方</p> <p>(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、</p> <p>① <u>第10条第1項第3号に掲げる業務（児童家庭相談に応ずること、必要な調査及び指導を行うこと等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（児童福祉法第10条第2項）、</u></p> <p>② <u>当該業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児童福祉法第10条第3項）</u> こととされている。</p> <p>他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児童福祉法第11条第2項）。</p> <p>(2) このように、<u>児童福祉法</u>においては、都道府県と市町村の間で</p>	<p>へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</p> <p>児童相談所は、<u>児童の福祉</u>に関し、上記の都道府県の業務のうち、主として第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）<u>及び</u>第二号ロからホまでに掲げる業務を行うものとされている（児福法第12条第2項）。</p> <p>2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方</p> <p>(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、</p> <p>① 第10条第1項第3号に掲げる業務（児童家庭相談に<u>応じる等の業務</u>）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（児福法第10条第2項）、</p> <p>② <u>この児童家庭相談に応じる等の業務</u>を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児福法第10条第3項） こととされている。</p> <p>他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児福法第11条第2項）。</p> <p>(2) このように、<u>児福法</u>においては、都道府県と市町村の間で適切</p>

改正後	改正前
<p>適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取り組みを行うことを期待するものである。</p> <p>具体的には、市町村は、<u>基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、</u></p> <p>① 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)や新生児訪問指導により把握した一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断されるケースについては、<u>市町村が中心となって対応する</u></p> <p>② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては児童相談所に直ちに連絡する</p> <p>③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る</p> <p>など、自ら対応可能と考えられるケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。</p> <p>(3) 他方、都道府県(児童相談所)は、<u>専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、</u>こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要</p>	<p>な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。</p> <p>具体的には、市町村については、</p> <p>① 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)や新生児訪問指導により把握した一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される<u>比較的軽微な</u>ケースについては、<u>市町村を中心に対応する</u></p> <p>② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される<u>困難な</u>ケースについては児童相談所に直ちに連絡する</p> <p>③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る</p> <p>など、自ら対応可能と考えられる<u>比較的軽微な</u>ケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。</p> <p>(3) 他方、都道府県(児童相談所)については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、</p>

改正後	改正前
<p>な援助を行うほか、</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する<u>専門的な知識及び技術を必要とする支援</u>を行う</p> <p>③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの<u>専門的な知識及び技術を必要とする支援</u>を行うことが求められる。</p> <p><u>また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所長による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとされた（児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び同法第 27 条第 1 項 2 号、平成 28 年 6 月 3 日（公布日）施行。第 2 章第 5 節 1 (3)「都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するもの」参照。）。</u></p> <p>(4) 都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「<u>専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要</u>」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児</p>	<p>① (略)</p> <p>② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する<u>専門的な支援</u>を行う</p> <p>③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの<u>専門的な支援</u>を行うことが求められる。</p> <p>(4) 都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「<u>軽微</u>」あるいは「<u>専門的</u>」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考</p>

改正後	改正前
<p>童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1のとおりである。</p> <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <p>1. 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底</p> <p>市町村における相談援助活動は、すべての子どもが<u>適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助することを目的とし、常に子どもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である。</u></p> <p>特に、虐待相談などでは、子どもの意向と保護者の意向とが一致しない場合も少なくないが、このような場合には、常に子どもの最善の利益を<u>優先して考慮し、保護者の意向にとらわれ過ぎることなく、子どもにとってどのような援助を行うことが最も望ましいかを判断基準とすべきである。</u></p> <p>2. 児童家庭相談に対する姿勢</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 子ども及び保護者等の意向の尊重</p> <p>相談援助とは、子ども及び保護者などに対する自己洞察への援</p>	<p>え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1のとおりである。</p> <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <p>1. 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底</p> <p>市町村における相談援助活動は、すべての子どもが<u>心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助することを目的とし、常に子どもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を考慮して行われることが必要である。</u></p> <p>特に、虐待相談などでは、子どもの意向と保護者の意向とが一致しない場合も少なくないが、このような場合には、常に子どもの最善の利益を考慮し、保護者の意向にとらわれ過ぎることなく、子どもにとってどのような援助を行うことが最も望ましいかを判断基準とすべきである。</p> <p>2. 児童家庭相談に対する姿勢</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 子ども及び保護者等の意向の尊重</p> <p>相談援助とは、子ども及び保護者などに対する自己洞察への援</p>

改正後	改正前
<p>助であり、自己決定への援助でもある。したがって、相談援助過程において、個々の年齢や発達などに配慮しながら、子ども及び保護者等の意向を把握することは当然のことであり、子どもの援助方針など、<u>相談援助活動における重要な決定に当たっても、その意向を尊重することが重要である。</u></p> <p>(4) 秘密の保持</p> <p>相談に関し知り得た情報については、正当な理由がない限り、これを漏らしてはならない（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条</u>）。守秘義務については、法的根拠によるばかりではなく、信頼関係を基本とする相談援助に携わる援助者の倫理的義務でもある。</p> <p>通告・送致してきた関係者からの調査、あるいはこちら側からの協力依頼に伴う情報提供に当たっては、子どもの最善の利益や相談援助活動への支障などに配慮し、可能な限り、子どもや保護者に対して十分に説明し、了解を得ておくことが望ましい。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 初期対応や早期対応の重要性</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要</p>	<p>助であり、自己決定への援助でもある。したがって、相談援助過程において、個々の年齢や発達などに配慮しながら、子ども及び保護者等の意向を把握することは当然のことであり、子どもの援助方針など、援助活動における重要な決定に当たっても、その意向を尊重することが重要である。</p> <p>(4) 秘密の保持</p> <p>相談に関し知り得た情報については、正当な理由がない限り、これを漏らしてはならない（地方公務員法第34条）。守秘義務については、法的根拠によるばかりではなく、信頼関係を基本とする相談援助に携わる援助者の倫理的義務でもある。</p> <p>通告・送致してきた関係者からの調査、あるいはこちら側からの協力依頼に伴う情報提供に当たっては、子どもの最善の利益や相談援助活動への支障などに配慮し、可能な限り、子どもや保護者に対して十分に説明し、了解を得ておくことが望ましい。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 初期対応や早期対応の重要性</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要</p>

改正後	改正前
<p>否等の対応方針を決定し、実施する。</p> <p>なお、安全確認は、市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、<u>他の機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。</u></p> <p>また、児童虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であることから、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。</p> <p>(2) (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【市町村の積極的な取り組みの必要性】</p> <p>平成 15 年児童福祉法改正法により、市町村は子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成 16 年児童福祉法改正法により、児童家庭相談援助活動を行うこととされた。</p> <p>また、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号。（以下「平成 20 年児童福祉法改正法という」））」により、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施が努力義務とされたところである。</p> <p>これらの改正により、市町村が虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取り組みを行うことのできる制度が整えられたところであり、より積極的な取り組みが求められている。</p> </div>	<p>否等の対応方針を決定し、実施する。</p> <p>なお、安全確認は、市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とする。</p> <p>また、児童虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であることから、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。</p> <p>(2) (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【市町村の積極的な取組の必要性】</p> <p>平成 15 年児福法改正法により、市町村は子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成 16 年児福法改正法により、児童家庭相談援助活動を行うこととされた。</p> <p>また、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号。（以下「平成 20 年児福法改正法という」））」により、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施が努力義務とされたところである。</p> <p>これらの改正により、市町村が虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことのできる制度が整えられたところであり、より積極的な取組が求められている。</p> </div>

改正後	改正前
<p>5. 児童家庭相談援助の体制 (1) (略)</p> <p>【児童福祉司について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司とは、児童相談所に配置される職員であり、<u>子ども</u>の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導、児童福祉施設入所への援助などを行っている。 児童福祉司として任用されるためには、大学において社会学、心理学又は教育学を専修して卒業した者であって、1年以上福祉に関する相談援助業務に従事したことがあるなど、一定の条件を満たす必要がある（児童福祉法第13条及び児童福祉法施行規則第6条参照）。 具体的な任用資格は、別添2を参照。 <p>【平成16年児童福祉法改正法の修正】</p> <p>市町村の体制整備や職員の人材の確保等については、平成16年児童福祉法改正法において、市町村は、児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないものとされていることに留意する必要がある（児童福祉法第10条第4項）。</p> <p>特に、この規定については、衆議院において全会一致で修正・追加された事項であり、その経緯を踏まえ、各市町村において、特に適切な対応が求められる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 児童家庭相談の質の向上 このような職責の重大性を考えれば、相談援助活動に携わる職員</p>	<p>5. 児童家庭相談援助の体制 (1) (略)</p> <p>【児童福祉司について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司とは、児童相談所に配置される職員であり、<u>児童</u>の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導、児童福祉施設入所への援助などを行っている。 児童福祉司として任用されるためには、大学において社会学、心理学又は教育学を専修して卒業した者であって、1年以上福祉に関する相談援助業務に従事したことがあるなど、一定の条件を満たす必要がある。（児福法第13条及び児童福祉法施行規則第6条参照） 具体的な任用資格は、別添2を参照。 <p>【平成16年児福法改正法の修正】</p> <p>市町村の体制整備や職員の人材の確保等については、平成16年児福法改正法において、市町村は、児福法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないものとされていることに留意する必要がある（児福法第10条第4項）。</p> <p>特に、この規定については、衆議院において全会一致で修正・追加された事項であり、その経緯を踏まえ、各市町村において、特に適切な対応が求められる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 児童家庭相談の質の向上 このような職責の重大性を考えれば、相談援助活動に携わる職員</p>

改正後	改正前
<p>は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。</p> <p>また、同時に職員自身も自己研鑽をし、専門性の向上に努めなければならない。</p> <p>なお、平成 20 年児童福祉法改正法により、市町村職員に対する研修は、都道府県の業務とされたことから、都道府県の行う研修に積極的に参加することが必要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 休日・夜間の体制</p> <p>市町村は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。</p> <p>例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、</p> <p>①～③ (略)</p> <p>といった手法により対応することとし、通告受理後の対応はケースの緊急度等に応じて行うといった体制を整備することが考えられる。</p> <p>なお、児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する場合には、通告内容に関する秘密の保持を徹底することが必要である。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。</p> <p>また、同時に職員自身も自己研鑽をし、専門性の向上に努めなければならない。</p> <p>なお、平成 20 年児福法改正法により、市町村職員に対する研修は、都道府県の業務とされたことから、都道府県の行う研修に積極的に参加することが必要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 休日・夜間の体制</p> <p>市町村は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。</p> <p>例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、</p> <p>①～③ (略)</p> <p>といった手法により対応することとし、通告受理後の対応はケースの緊急度等に応じて行うといった体制を整備することが考えられる。</p> <p>なお、<u>児童家庭</u>児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する場合には、通告内容に関する秘密の保持を徹底することが必要である。</p> <p>(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第4節 児童家庭相談援助の流れ</p> <p>相談援助業務の流れとしては、相談や通告を受け、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を行い、当該調査等の結果を踏まえ、必要な支援の内容を決定・実施し、その後のフォローを行うというものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、市町村で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。</p> <p>ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあることから、そうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どもの最善の利益を図るための相談援助業務を実施することが必要である。</p> <p>市町村における相談援助活動は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて②から④までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点をおいた市町村活動の推進</p> <p>市町村で受理する児童家庭相談は、一般子育てに関する相談だけでなく、児童虐待、障害等継続した支援が必要な相談など多岐にわたる。特に、児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子ども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがある。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖等を起こす場合もあると言われており、相当手厚い支援が必要となる。そこで、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みを行うことが重</p>	<p>第4節 児童家庭相談援助の流れ</p> <p>相談援助業務の流れとしては、相談や通告を受け、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を行い、当該調査等の結果を踏まえ、必要な支援の内容を決定・実施し、その後のフォローを行うというものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、市町村で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。</p> <p>ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあることから、そうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どもの最善の利益を図るための相談援助業務を実施すること必要である。</p> <p>市町村における相談援助活動は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて②から④までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点をおいた市町村活動の推進</p> <p>市町村で受理する児童家庭相談は、一般子育てに関する相談だけでなく、児童虐待、障害等継続した支援が必要な相談など多岐にわたる。特に、児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子ども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがある。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖等を起こす場合もあると言われており、相当手厚い支援が必要となる。そこで、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みを行うことが重</p>

改正後	改正前
<p>要である。</p> <p>具体的には、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行うことが必要である。</p> <p><u>さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法において、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する妊婦、子ども及びその保護者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされたところであり、市町村において受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の一般子育て支援サービスを紹介するなど、地域の<u>子育て支援機関</u>につなげる<u>ことが必要</u>である。</u></p> <p>また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止することが重要である。</p> <p>その他、地域住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための<u>取り組み</u>の必要性等について啓発していくことも併せて推進していくことが必要である。</p> <p>第 2 節 相談・通告への対応</p> <p>1. 相談・通告の受付</p> <p>(1) 相談の受付</p> <p>市町村は<u>子ども及び妊産婦の福祉に関する問題について、家庭その他からの相談に応ずることとされており（児童福祉法第 10 条第 1 項第 3 号）</u>、直接来所又は電話による家庭及び関係機関からの相談に<u>応ずる</u>。</p>	<p>要である。</p> <p>具体的には、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行うことが必要である。</p> <p>市町村で受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の一般子育て支援サービスを紹介するなど、地域の<u>育児支援機関</u>につなげることも必要である。</p> <p>また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止することが重要である。</p> <p>その他、地域住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について啓発していくことも併せて推進していくことが必要である。</p> <p>第 2 節 相談・通告への対応</p> <p>1. 相談・通告の受付</p> <p>(1) 相談の受付</p> <p>市町村は<u>児童及び妊産婦の福祉に関する問題について、家庭その他からの相談に応じることとされており（児福法第 11 条第 1 項第 2 号二）</u>、直接来所又は電話による家庭及び関係機関からの相談に<u>応じる</u>。</p>

改正後	改正前
<p>具体的な相談の種類は別添3に示すとおりであり、狭義の要保護児童問題のみでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付ける。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>具体的な相談の種類は別添3に示すとおりであり、狭義の要保護児童問題のみでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付ける。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>【通告であるか明らかでない場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年児童福祉法改正法により、児童福祉法第25条第1項の規定による要保護児童の通告先として、従来の児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村が規定された。 また、平成16年4月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「平成16年児童虐待防止法改正法」という。）においても、児童虐待に係る通告先として市町村が新たに規定されたところである（児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第6条）。 このように市町村は、要保護児童や虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通告先とされているところであり、また、児童家庭相談援助は、初期対応が重要であることも踏まえ、通告であるのが必ずしも明らかでない場合であっても、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。 	<p>【通告であるか明らかでない場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年児福法改正法により、児福法第25条の規定による要保護児童の通告先として、従来の児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村が規定された。 また、平成16年4月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「平成16年児童虐待防止法改正法」という。）においても、児童虐待に係る通告先として市町村が新たに規定されたところである（児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第6条）。 このように市町村は、要保護児童や虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通告先とされているところであり、また、児童家庭相談援助は、初期対応が重要であることも踏まえ、通告であるのが必ずしも明らかでない場合であっても、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。
<p>2. 年齢要件</p> <p>市町村が対象とする<u>子ども</u>は18才未満の者であるが、<u>以下のこと</u>に留意する。</p> <p>(1) 罪を犯した<u>満14才以上の子ども</u>の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</p> <p>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生</p>	<p>2. 年齢要件</p> <p>市町村が対象とする<u>児童</u>は18才未満の者であるが、<u>下記</u>に留意する。</p> <p>(1) 罪を犯した14才以上の<u>児童</u>の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</p> <p>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生</p>

改正後	改正前
<p>後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</p> <p>なお、平成 20 年児童福祉法改正法により、支援を特に必要とする妊婦についても地域協議会における協議の対象となっているほか、平成 28 年児童福祉法等改正法において、<u>医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされた(児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項)</u> ことから、養育支援訪問事業の中核機関等と連携して、必要な支援等が行われるようにする必要がある。</p> <p>3. 管轄</p> <p>児童家庭相談に係る個々のケースの具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々のケースに即した適切な判断を行う。</p> <p>(1) 相談援助活動は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する市町村が原則として行う（居住地主義）。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法（明治 29 年法律第 89 号）の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 警察からの通告等は、子どもの保護者の居住地にかかわらず子どもの現在地を管轄する市町村に行われるので、これを受け付けた市町村にあつては、受け付け後、子どもの状況や家庭環境等に</p>	<p>後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</p> <p>なお、平成 20 年児福法改正法により、支援を特に必要とする妊婦についても地域協議会における協議の対象となっていることから、養育支援訪問事業の中核機関等と連携して、必要な支援等が行われるようにする必要がある。</p> <p>3. 管轄</p> <p>児童家庭相談に係る個々のケースの具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々のケースに即した適切な判断を行う。</p> <p>(1) 相談援助活動は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する市町村が原則として行う（居住地主義）。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 警察からの通告等は、子どもの保護者の居住地にかかわらず子どもの現在地を管轄する市町村に行われるので、これを受け付けた市町村にあつては、受け付け後、子どもの状況や家庭環境等に</p>

改正後	改正前
<p>ついて調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。特に、保護者からの虐待により家出した場合等にあつては、身柄付きで移管を行うなど、子どもの福祉を最優先した判断を行う。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、転出先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【子どもの転居時における自治体相互間の連携】 (略)</p> </div>	<p>ついて調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。特に、保護者からの虐待により家出した場合等にあつては、身柄付きで移管を行うなど、子どもの福祉を最優先した判断を行う。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児福法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、転出先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【子どもの転居時における自治体相互間の連携】 (略)。</p> </div>
<p>(7) 地方公共団体をまたがって虐待対応を行っていたケースが転居した場合などで、前住所の地方公共団体にケースの取扱状況等を照会した際に、個人情報保護条例を理由に協力を拒む事例が生じ、地方公共団体間の情報の交換・共有が課題となっていた。このため、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号。以下「平成 19 年児童虐待防止法改正法」という。）」により、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長等の情報利用に相当な理由があるときは、これを提供することができる旨が明確化された。（児童虐待防止法第 13 条の 4）。</p> <p>さらに、児童虐待が疑われるケースにおいて子どもや保護者の心</p>	<p>(7) 地方公共団体をまたがって虐待対応を行っていたケースが転居した場合などで、前住所の地方公共団体にケースの取扱状況等を照会した際に、個人情報保護条例を理由に協力を拒む事例が生じ、地方公共団体間の情報の交換・共有が課題となっていた。このため、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号。以下「平成 19 年児童虐待防止法改正法」という。）」により、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができる旨が明確化された。（児童虐待防止法第 13 条の 3）。これにより、地方公共団体間の円滑な情報交換、情報共有が図られることが期待される。</p>

改正後	改正前
<p>身の状況、置かれている環境等の情報は、<u>児童相談所や市町村が子どもの安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、児童虐待に係る情報を提供できる主体について、地方公共団体の機関のほか、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子どもの医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者が追加された(児童虐待防止法第 13 条の 4、平成 28 年 10 月 1 日施行)。</u> <u>ここで、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、「その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。</u>これにより、地方公共団体間、<u>地方公共団体と関係機関間</u>の円滑な情報交換、情報共有が図られることが期待される。</p> <p>4. 相談・通告時における対応</p> <p>(1) 相談・通告時において把握すべき事項</p> <p>相談・通告時に把握すべき事項は次のとおりであるが、相談・通告については、受容的対応に努め、引き続き相談等が継続できる信頼関係を構築することを重視し、<u>必ずしも最初から全ての事項を聞き出す必要はない。</u></p> <p>把握できなかった事項については、以後の調査において把握するものとする。</p> <p>なお、相談・通告を受け付けるに際しては、相談・通告受付票(別添 4 参照)を作成する。</p> <p>①～⑦ (略)</p>	<p>身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村が子どもの安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、児童虐待に係る情報を提供できる主体について、地方公共団体の機関のほか、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子どもの医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者が追加された(児童虐待防止法第 13 条の 4、平成 28 年 10 月 1 日施行)。</p> <p>ここで、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、「その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。これにより、地方公共団体間、地方公共団体と関係機関間の円滑な情報交換、情報共有が図られることが期待される。</p> <p>4. 相談・通告時における対応</p> <p>(1) 相談・通告時において把握すべき事項</p> <p>相談・通告時に把握すべき事項は次のとおりであるが、相談・通告については、受容的対応に努め、引き続き相談等が継続できる信頼関係を構築することを重視し、<u>かならずしも最初から全ての事項を聞き出す必要はない。</u></p> <p>把握できなかった事項については、以後の調査において把握するものとする。</p> <p>なお、相談・通告を受け付けるに際しては、相談・通告受付票(別添 4 参照)を作成する。</p> <p>①～⑦ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 通告の場合における留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 通告書による場合</p> <p>ア 警察からの児童福祉法第 25 条第 1 項による通告は、原則として文書によって行われる。この通告は子どもの保護者の居住地にかかわらず、子どもの現在地を管轄する市町村に対してなされるので、前記 3 (管轄) を参照すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 身柄を伴う通告・送致の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 棄児、迷子の受理</p> <p>棄児については戸籍法上の手続が行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず手続を行う。</p> <p>戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号) (略)</p> <p>また、警察官に保護された迷子については、警察官職務執行法 (昭和 23 年法律第 136 号) 上の手配が済んでいるか否かを確認する。</p> <p>警察官職務執行法 (昭和 23 年法律第 136 号) (略)</p> <p>ウ 警察からの身柄を伴う通告への対応</p> <p>警察においては、子どもの最善の利益を確保する観点から、ケースの態様等に応じて子どもにとって最適な対応に努める</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 通告の場合における留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 通告書による場合</p> <p>ア 警察からの児福法第 25 条による通告は、原則として文書によって行われる。この通告は子どもの保護者の居住地にかかわらず、子どもの現在地を管轄する市町村に対してなされるので、前記 3 (管轄) を参照すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 身柄を伴う通告・送致の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 棄児、迷子の受理</p> <p>棄児については戸籍法上の手続が行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず手続を行う。</p> <p>戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号) (略)</p> <p>また、警察官に保護された迷子については、警察官職務執行法上の手配が済んでいるか否かを確認する。</p> <p>警察官職務執行法 (昭和 23 年法律第 136 号) (略)</p> <p>ウ 警察からの身柄を伴う通告への対応</p> <p>警察においては、子どもの最善の利益を確保する観点から、ケースの態様等に応じて子どもにとって最適な対応に努める</p>

改正後	改正前
<p>こととしている。特に身柄付きの通告の多くについては、専門的な指導が必要であることから、これを踏まえた対応が行われることとなる。</p> <p>しかしながら、市町村又は福祉事務所が、警察のもとにある子どもに関する通告を受けたときは、夜間、休日等の執務時間外であっても、なお警察に赴いてその子どもの身柄の引継ぎを受けることが原則である。</p> <p>ただし、身柄付きの通告の多くについては、<u>専門的な知識及び技術を必要とする指導</u>が必要であることから、市町村又は福祉事務所は、こうした警察から通告を受けた子どもについて児童相談所の関与・協力が必要であると判断するときは、児童相談所とともに対応することが必要である。</p> <p>更に、児童相談所において、直ちに一時保護をすることが著しく困難である場合には、児童相談所から警察に対して一時保護委託を行うよう依頼するといった対応が必要となることも考えられる。</p> <p>市町村においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めること。</p> <p>(4) 受付面接</p> <p>① (略)</p> <p>② 受付面接の内容</p> <p>4 (1) 「<u>相談・通告時において把握すべき事項</u>」と同様。</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) その他</p> <p>守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条、</p>	<p>こととしている。特に身柄付きの通告の多くについては、専門的な指導が必要であることから、これを踏まえた対応が行われることとなる。</p> <p>しかしながら、市町村又は福祉事務所が、警察のもとにある子どもに関する通告を受けたときは、夜間、休日等の執務時間外であっても、なお警察に赴いてその子どもの身柄の引継ぎを受けることが原則である。</p> <p>ただし、身柄付きの通告の多くについては専門的な指導が必要であることから、市町村又は福祉事務所は、こうした警察から通告を受けた子どもについて児童相談所の関与・協力が必要であると判断するときは、児童相談所とともに対応することが必要である。</p> <p>更に、児童相談所において、直ちに一時保護をすることが著しく困難である場合には、児童相談所から警察に対して一時保護委託を行うよう依頼するといった対応が必要となることも考えられる。</p> <p>市町村においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めること。</p> <p>(4) 受付面接</p> <p>① (略)</p> <p>② 受付面接の内容</p> <p>4 (1) 相談・通告時において把握すべき事項と同様。</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) その他</p> <p>守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条、</p>

改正後	改正前
<p>児童福祉法第 25 条の 6) 等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>5. 相談・通告後の対応</p> <p>(1) 緊急の対応が必要な場合</p> <p>相談・通告を受けた者は、当該ケースについて、虐待相談等で、緊急に一時保護が必要な場合など児童相談所に送致することが必要と判断した場合は、緊急受理会議を開いて当面の方針を検討すること。なお、一時保護の必要性の判断基準については、平成 11 年 3 月 29 日児企発第 11 号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャート(別添 5 参照)を、児童相談所への送致書については、別添 6 を参照のこと。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 児童記録票の保存期間</p> <p>児童記録票の保存期間については、その取扱いを終了した日から原則として 5 年間とするが、児童福祉法第 25 条の 7 により、児</p>	<p>児福法第 25 条の 6) 等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>5. 相談・通告後の対応</p> <p>(1) 緊急の対応が必要な場合</p> <p>相談・通告を受けた者は、当該ケースについて、<u>児童虐待</u>相談等、緊急に一時保護が必要な場合など児童相談所に送致することが必要と判断した場合は、緊急受理会議を開いて当面の方針を検討すること。なお、一時保護の必要性の判断基準については、平成 11 年 3 月 29 日児企発第 11 号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャート(別添 5 参照)を、児童相談所への送致書については、別添 6 を参照のこと。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童記録表は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 児童記録票の保存期間</p> <p>児童記録票の保存期間については、その取扱いを終了した日から原則として 5 年間とするが、児福祉第 25 条の 7 により、児童相</p>

改正後	改正前
<p>童相談所に送致した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする等、個々のケースや性質に応じて柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。</p> <p>7. 受理会議（緊急受理会議）</p> <p>(1) 受理会議（緊急受理会議）の目的</p> <p>受理会議の目的は、受け付けたケースについて協議し、主たる担当者、調査及び診断の方法、安全確認（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第25条の6）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するものである。</p> <p>なお、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 調査</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 子どもの安全の確認</p> <p>虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて重要である。</p> <p>平成19年の児童虐待防止法改正法により、児童虐待に係る通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該子どもとの面会その他の手段により当該子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることを義務づけられている。</p> <p>このため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに会って確認</p>	<p>談所に送致した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする等、個々のケースや性質に応じて柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。</p> <p>7. 受理会議（緊急受理会議）</p> <p>(1) 受理会議（緊急受理会議）の目的</p> <p>受理会議の目的は、受け付けたケースについて協議し、主たる担当者、調査及び診断の方法、安全確認（児童虐待防止法第8条、児童福祉法第25条の6）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するものである。</p> <p>なお、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 調査</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 子どもの安全の確認</p> <p>虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて重要である。</p> <p>平成19年の児童虐待防止法改正法により、児童虐待に係る通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずることを義務づけられている。</p> <p>このため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに会って確認</p>

改正後	改正前
<p>することを基本とする。保護者の協力が得られない等の理由により、安全確認ができない場合は、児童相談所による立入調査の実施も視野に入れつつ、児童相談所に連絡し、連携を図りつつ対応する。</p> <p>また、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを定期的な訪問等を通じて確認するものとする。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、複数の職員が立ち会うことが望ましい。</p> <p>なお、平成19年児童虐待防止法改正法により、必要に応じ、市町村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると認めるものを児童相談所長（都道府県知事）に通知することとされている。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6. 調査の方法</p> <p>調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱等による方法があるが、いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもと保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。</p> <p>ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。</p> <p>なお、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に</p>	<p>することを基本とする。保護者の協力が得られない等の理由により、安全確認ができない場合は、児童相談所による立入調査の実施も視野に入れつつ、児童相談所に連絡し、連携を図りつつ対応する。</p> <p>また、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを定期的な訪問等を通じて確認するものとする。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、複数の職員が立ち会うことが望ましい。</p> <p>なお、平成19年児童虐待防止法改正法により、必要に応じ、市町村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると認めるものを児童相談所長（都道府県知事）に通知することとされている。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6. 調査の方法</p> <p>調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱等による方法があるが、いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもと保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。</p> <p>ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。</p> <p>なお、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ</p>

改正後	改正前
<p>応じ次に掲げる措置を採るものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該<u>子ども</u>のうち児童虐待防止法第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、児童虐待防止法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 相談援助活動</p> <p>1. 相談援助活動の内容</p> <p>市町村の子どもに関する相談・通告への対応としては、(1)市町村自らが中心となって対応するもの、<u>(2)他機関にケースを送致するもの、及び(3)都道府県(児童相談所)の指導措置について委託を受けて対応するものの3つに大きく分かれる。</u></p> <p>(1) 市町村自らが中心となって対応するもの</p> <hr/> <p>【助言指導】 (略)</p> <p>【継続指導】 (略)</p> <p>【他機関の紹介】 (略)</p>	<p>次に掲げる措置を採るものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該<u>児童</u>のうち児童虐待防止法第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、児童虐待防止法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 相談援助活動</p> <p>1. 相談援助活動の内容</p> <p>市町村の子どもに関する相談・通告への対応としては、(1)市町村自らが中心となって対応するもの<u>と(2)他機関にケースを送致するものの2つに大きく分かれる。</u></p> <p>(1) 市町村自らが中心となって対応するもの</p> <hr/> <p>【助言指導】 (略)</p> <p>【継続指導】 (略)</p> <p>【他機関の紹介】 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 他機関にケースを送致するもの</p> <p>【児童相談所への送致】</p> <p>① 以下の子どもは児童相談所に送致する（児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号）。児童福祉法第 27 条の措置については別添 8 を、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定については別添 9 を参照。</p> <p>ア 児童福祉法第 27 条の措置を要すると認める者</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>【知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導】</p> <p>① 福祉事務所を設置している市町村において、必要があると認めるときは、当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させなければならない（児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 2 号）</p> <p>② 福祉事務所を設置していない町村において、子ども又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要があると認めるときは、当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致しなければならない（児童福祉法第 25 条の 7 第 2 項第 2 号）。</p> <p>【助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告】</p> <p>福祉事務所を設置していない町村において、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告しなければならない（児童福祉法第 25 条の 7 第 2 項第 3 号）。</p>	<p>(2) 他機関にケースを送致するもの</p> <p>【児童相談所への送致】</p> <p>① 以下の子どもは児童相談所に送致する（児福法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号）。児福法第 27 条の措置については別添 8 を、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定については別添 9 を参照。</p> <p>ア 児福法第 27 条の措置を要すると認める者</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>【知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導】</p> <p>① 福祉事務所を設置している市町村において、必要があると認めるときは、当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させなければならない（児福法第 25 条の 7 第 1 項第 2 号）</p> <p>② 福祉事務所を設置していない町村において、子ども又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要があると認めるときは、当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致しなければならない（児福法第 25 条の 7 第 2 項第 2 号）。</p> <p>【助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告】</p> <p>福祉事務所を設置していない町村において、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、それぞれその実施に係る都道府県知事に報告しなければならない（児福法第 25 条の 7 第 2 項第 3 号）。</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するもの</u></p> <p><u>都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があることから、市町村が身近な場所で、児童や保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要である。</u></p> <p><u>このため、平成 28 年児童福祉法等改正法において、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、都道府県（児童相談所）による指導措置について、委託先として市町村が追加され、次のように規定された（児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び同法第 27 条第 1 項第 2 号、平成 28 年 6 月 3 日（公布日）施行）。</u></p>	

改正後

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七 （略）

② （略）

改正前

改正後	改正前
<p><u>第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</u></p> <p><u>一 (略)</u></p> <p><u>二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。</u></p> <p><u>三・四 (略)</u></p> <p><u>②～⑥ (略)</u></p> <p><u>当該規定に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導（以下「市町村指導」という。）については、児童相談所の責任の下で行うものであり、具体的な指導の内容については、1. (1)「市町村自らが中心となって対応するもの」と同様である。</u></p> <p><u>都道府県（児童相談所）は、以下の事項に留意して、市町村に委託して指導を実施させることとしている。</u></p>	

改正後

改正前

【市町村指導】

- ① 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
- ② 市町村指導とする場合には、あらかじめその指導に付する旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、市町村指導を決定したときは、当該市町村及び保護者等にその旨通知する。
- ③ 市町村指導を行う場合には、児童相談所は市町村に、指導について参考となる事項を詳細に指示するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を行うなど、市町村において適切な指導が実施できるよう努める。
- ④ 市町村が当該措置の解除又は変更を適切と認めた場合には、速やかに児童相談所長にその旨意見が述べられるよう体制を整えておく。
- ⑤ 市町村指導を行う場合には、児童相談所は市町村の指導の経過報告を求めるとともに、必要な指示、援助等を行う等、市町村と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。

これらを踏まえ、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市町村では、以下の事項に留意して市町村指導を実施する。

改正後	改正前
<p>① <u>市町村は、都道府県（児童相談所）から委託を受けて、指導について参考となる事項を詳細に把握するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を受けるなど、市町村において適切な指導が実施できるよう努める。</u></p> <p>② <u>市町村が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合には、速やかに都道府県（児童相談所長）にその旨意見を述べる。</u></p> <p>③ <u>市町村は、都道府県（児童相談所）に対して、指導の経過報告を行うとともに、必要な指示、援助等を受ける等、都道府県（児童相談所）と連携を十分に図る。</u></p> <p>④ <u>市町村指導については、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童虐待を行った保護者について採られた場合は、当該保護者は指導を受けなければならない義務があること</u> <u>（児童虐待防止法第 11 条第 2 項）</u> ・<u>指導に拒否的な保護者に対しては、都道府県知事は指導を受けるよう勧告することができること</u> <u>（児童虐待防止法第 11 条第 3 項）</u> ・<u>保護者が勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事は、一時保護、一時保護委託、施設入所等の措置を講ずること</u> <u>（児童虐待防止法第 11 条第 4 項）</u> ・<u>勧告に従わず、その監護する児童に対し、親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合は、児童相談所長は親権停止・喪失の申立てをすること</u> <u>（児童虐待防止法第 11 条第 5 項）</u> 	

改正後	改正前
<p data-bbox="120 252 1075 430"> <u>など、当該指導に従わない保護者について都道府県（児童相談所）が採るべき対応が規定されていることを踏まえ、都道府県（児童相談所）と緊密に連携し、指導の際の保護者の状況について、情報共有を行う。</u> </p> <p data-bbox="73 507 790 542">第6節 施設退所後の相談・支援（アフターケア）</p> <p data-bbox="112 555 313 590">1～2 （略）</p> <p data-bbox="112 651 779 686">3. 児童相談所等が行うアフターケアへの協力</p> <p data-bbox="134 699 1106 1011"> <u>児童相談所は、子どもが施設を退所した後、必要に応じて児童福祉司指導等の措置（児童福祉法第27条第1項第2号）をとることができる。この措置は、子ども又はその保護者を対象としたものであり、ケースの内容に応じて適当な児童福祉司が担当となり、家庭環境の調整や人間関係の調整等を行うものである。また、平成28年児童福祉法等改正法により、当該措置の委託先として市町村が追加され、市町村指導を実施することが可能とされた。</u> </p> <p data-bbox="134 1024 1106 1248"> <u>市町村は、児童相談所と十分な連携を図り、市町村指導を実施するほか、指導措置の委託がなされない場合であっても、児童相談所によるアフターケアをサポートするとともに、児童相談所によるアフターケア終了後の継続的な支援体制についても検討する必要がある。</u> </p> <p data-bbox="134 1260 1106 1481"> <u>このほか、平成28年児童福祉法等改正法では、都道府県知事は、児童虐待を受けた子どもについて採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該子どもが一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該子どもの安全の確認を行うとともに、当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要</u> </p>	<p data-bbox="1128 507 1845 542">第6節 施設退所後の相談・支援（アフターケア）</p> <p data-bbox="1164 555 1366 590">1～2 （略）</p> <p data-bbox="1164 651 1805 686">3. 児童相談所が行うアフターケアへの協力</p> <p data-bbox="1187 699 2163 922"> 児童相談所は、子どもが施設を退所した後、必要に応じて児童福祉司指導等の措置（児福法第27条第1項第2号）をとることができる。この措置は、子ども又はその保護者を対象としたものであり、ケースの内容に応じて適当な児童福祉司が担当となり、家庭環境の調整や人間関係の調整等を行うものである。 </p> <p data-bbox="1187 935 2163 1107"> <u>このような場合、市町村は、児童相談所と十分な連携を図り、児童相談所によるアフターケアをサポートするとともに、児童相談所によるアフターケア終了後の継続的な支援体制についても検討する必要がある。</u> </p>

改正後	改正前
<p><u>な支援を行うこととされた（児童虐待防止法第 13 条の 2、平成 28 年 10 月 1 日施行）ことから、市町村は都道府県と緊密な連携を図りつつ、都道府県が行う子どもの安全確認、相談対応等の支援に協力することが求められる。</u></p> <p>4. <u>施設等が行うアフターケアへの協力</u> 平成 16 年児童福祉法改正法により、施設の業務として退所した子どもに対するアフターケアも明記された。施設が独自に退所した子どものアフターケアを行う場合は、ケース内容も十分把握できているので、問題等への対応も的確に行うことができる。 実際には施設が自ら直接ケースに対応する場合が多いと思われるが、事前に施設から市町村に対し照会等が寄せられることがある。このような場合には施設と十分な連携を図り、適切に対応することが求められる。</p> <p><u>また、平成 28 年児童福祉法等改正法では、乳児院、児童養護施設等施設の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された子ども及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援等を行うこととされた（児童福祉法第 48 条の 3、平成 28 年 10 月 1 日施行）ことから、市町村は、乳児院、児童養護施設、里親等と緊密な連携を図りつつ、これらが行う親子の再統合のための支援等に協力することが求められる。</u></p> <p>第 3 章 相談種別ごとの対応における留意事項 第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 棄児、迷子に関する相談 遺棄された子どもや迷子に関する相談を受け付けた場合には、警察</p>	<p>4. 施設が行うアフターケアへの協力 平成 16 年児福法改正法により、施設の業務として退所した子どもに対するアフターケアも明記された。施設が独自に退所した子どものアフターケアを行う場合は、ケース内容も十分把握できているので、問題等への対応も的確に行うことができる。 実際には施設が自ら直接ケースに対応する場合が多いと思われるが、事前に施設から市町村に対し照会等が寄せられることがある。このような場合には施設と十分な連携を図り、適切に対応することが求められる。</p> <p>第 3 章 相談種別ごとの対応における留意事項 第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 棄児、迷子に関する相談 遺棄された子どもや迷子に関する相談を受け付けた場合には、警察</p>

改正後	改正前
<p>に連絡し、その身元などについて調査・<u>検索</u>を依頼するとともに、保護者が見つからないなど一時保護が必要な場合には、児童相談所に送致する。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 障害相談</p> <p>肢体不自由、知的障害、発達障害等の障害相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域で保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携して支援していくことの可否について判断し、対応すること。また、一時保護、心理・医学等判定、施設への通所・入所が必要なケースなどは、児童相談所と協議を行い、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>なお、主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある子ども又は知的障害のある子ども並びにその保護者からの相談については、既に、これらの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を行う事業（障害児相談支援事業）が行われているところである（児童福祉法第6条の2第10号）。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>第5節 非行相談</p> <p>犯罪を犯した<u>満</u>14歳以上の子どもについては、警察や家庭裁判所が対応することとなるため、基本的には①不良行為のある子ども、②ぐ犯行為のある子ども及び③<u>満</u>14歳未満の触法行為のある子どもが相談の対象となる。</p> <p>1. (略)</p>	<p>に連絡し、その身元などについて調査・<u>検索</u>を依頼すると共に、保護者が見つからないなど一時保護が必要な場合には、児童相談所に送致する。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 障害相談</p> <p>肢体不自由、知的障害、発達障害等の障害相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域で保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携して支援していくことの可否について判断し、対応すること。また、一時保護、心理・医学等判定、施設への通所・入所が必要なケースなどは、児童相談所と協議を行い、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>なお、主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある子ども又は知的障害のある子ども並びにその保護者からの相談については、既に、これらの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を行う事業（障害児相談支援事業）が行われているところである（児福法第6条の2第10号）。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>第5節 非行相談</p> <p>犯罪を犯した14歳以上の子どもについては、警察や家庭裁判所が対応することとなるため、基本的には①不良行為のある子ども、②ぐ犯行為のある子ども及び③14歳未満の触法行為のある子どもが相談の対象となる。</p> <p>1. (略)</p>

改正後	改正前
<p>2. ぐ犯相談</p> <p>ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことである（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第3号参照）。</p> <p>ぐ犯行為に関する相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所を必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、犯罪行為を行っていたことが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>3. 触法相談の場合</p> <p>触法行為とは、刑罰法令に触れるもの子ども本人が満14歳未満であるため刑事責任は問われない行為のことである。（少年法第3条第1項第2号）なお、子どもが満14歳以上であれば犯罪行為となり、この場合は警察や家庭裁判所が対応することとなる。</p> <p>触法行為に関する相談を受け付けた場合においては、家族と協力の上で再発防止に努めるとともに、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所などを必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、触法少年に共犯者がいることが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p>	<p>2. ぐ犯相談</p> <p>ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことである。（少年法第3条第1項第3号参照）</p> <p>ぐ犯行為に関する相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所を必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、犯罪行為を行っていたことが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>3. 触法相談の場合</p> <p>触法行為とは、刑罰法令に触れるもの子ども本人が14歳未満であるため刑事責任は問われない行為のことである。（少年法第3条第1項第2号）なお、子どもが14歳以上であれば犯罪行為となり、この場合は警察や家庭裁判所が対応することとなる。</p> <p>触法行為に関する相談を受け付けた場合においては、家族と協力の上で再発防止に努めるとともに、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所などを必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、触法少年に共犯者がいることが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p>

改正後	改正前
<p>①～⑤ (略)</p> <p>第6節 育成相談</p> <p>1. 育児・しつけ相談（子育て相談）等 育児・しつけ相談（子育て相談）を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援を行うこと。また、<u>適性</u>相談を受け付けた場合には、学校や公共職業安定所等の関係機関等との連携について検討し、必要な支援を行うこと。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>2. 不登校 不登校相談を受け付けた場合には、教育機関と十分な連携をとった上で、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。一時保護、心理・医学面等での判定、施設入所が必要なケースなど、より<u>高度で専門的な対応</u>を必要としている場合には、児童相談所に送致する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節 関係機関との連携の重要性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>第6節 育成相談</p> <p>1. 育児・しつけ相談（子育て相談）等 育児・しつけ相談（子育て相談）を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援を行うこと。また、<u>適正</u>相談を受け付けた場合には、学校や公共職業安定所等の関係機関等との連携について検討し、必要な支援を行うこと。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>2. 不登校 不登校相談を受け付けた場合には、教育機関と十分な連携をとった上で、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。一時保護、心理・医学面等での判定、施設入所が必要なケースなど、より<u>高度な専門性</u>を必要としている場合には、児童相談所に送致する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節 関係機関との連携の重要性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) このため、平成16年児福法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、</p>

改正後	改正前
<p>要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う地域協議会を置くことができることとされた。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) また、虐待の早期発見については、平成 16 年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の<u>子ども</u>の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。</p> <p>これを踏まえ、関係機関等に対し平成 16 年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。</p> <p>(9) さらに、虐待の発生予防のためには、<u>支援を要する妊婦、子ども及びその保護者への積極的なアプローチが必要であり、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。</u></p> <p><u>このため、平成 28 年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦等に日頃から接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされ、刑法（明治 14 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、当該情報提供を妨げるものと解釈してはならないとされた（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1・2 項、平成 28 年 10 月 1 日施行）。</u></p> <p>なお、歯科医師については、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1</p>	<p>要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う地域協議会を置くことができることとされた。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) また、虐待の早期発見については、平成 16 年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の<u>児童</u>の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。</p> <p>これを踏まえ、関係機関等に対し平成 16 年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。</p>

改正後	改正前
<p>項の「<u>その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者</u>」に含まれ、当該規定による情報提供の主体とされた。</p> <p><u>これらを踏まえ、関係機関等に対し、当該情報提供に係る規定の内容を周知し、積極的な情報提供を依頼することも必要である。</u></p> <p>(10) <u>関係機関等から市町村、児童相談所等への児童虐待に係る情報提供については、平成 28 年児童福祉法等改正法により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長、児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない</u>とされている（児童虐待防止法第 13 条の 4、平成 28 年 10 月 1 日施行）。</p> <p><u>なお、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、児童虐待防止法第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。</u></p> <p><u>これにより、これらの機関等は、原則として、守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供することができる。</u></p> <p><u>また、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている（個人情報保護法第16条及び第23条）。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。</u></p> <p><u>なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外使用または第三者提供禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的であり、児童虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は法令に定めがあるときに該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならない。</u></p> <p>(11) なお、個々のケースに関して他の機関に紹介する等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、子どもの最善の利益を優先して考慮した対応を図る。</p> <p>(12) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。</p> <p>(13) 関係機関等から個別のケースに関する情報提供を求められた場合には、文書によるやりとりを基本とするなど、プライバシーの保護に十分配慮しながら、協力する。</p> <p>(14) なお、市町村は、児童福祉の理念に基づいた地域行政の推進の観点から、児童家庭相談業務から得られた知見を関係機関等に対</p>	<p>(9) なお、個々のケースに関して他の機関に紹介する等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、子どもの最善の利益を考慮した対応を図る。</p> <p>(10) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。</p> <p>(11) 関係機関等から個別のケースに関する情報提供を求められた場合には、文書によるやりとりを基本とするなど、プライバシーの保護に十分配慮しながら、協力する。</p> <p>(12) なお、市町村は、児童福祉の理念に基づいた地域行政の推進の観点から、児童家庭相談業務から得られた知見を関係機関等に対</p>

改正後	改正前
<p>し、積極的に提供することが期待されているところである。</p> <p>第2節 都道府県（児童相談所）との関係</p> <p>1. 児童相談所の概要</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(ア) 市町村援助機能</p> <p>市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（<u>児童福祉法</u>第12条第2項）</p> <p>(イ) 相談機能</p> <p>子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（<u>児童福祉法</u>第12条第2項）</p> <p>(ウ) 一時保護機能</p> <p>必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（<u>児童福祉法</u>第12条第2項、第12条の4、第33条）</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を<u>児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）</u>、<u>市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定発達支援医療機</u></p>	<p>し、積極的に提供することが期待されているところである。</p> <p>第2節 都道府県（児童相談所）との関係</p> <p>1. 児童相談所の概要</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>ア 基本的機能</p> <p>(ア) 市町村援助機能</p> <p>市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（<u>児福法</u>第12条第2項）</p> <p>(イ) 相談機能</p> <p>子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（<u>児福法</u>第12条第2項）</p> <p>(ウ) 一時保護機能</p> <p>必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（<u>児福法</u>第12条第2項、第12条の4、第33条）</p> <p>(エ) 措置機能</p> <p>子ども又はその保護者を<u>児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）</u>、<u>児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能（児福法第26条、第27条（児福法第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）</u></p>

改正後	改正前
<p>関に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する等の機能（児童福祉法第 26 条、第 27 条（児童福祉法第 32 条第 1 項による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）</p> <p>イ 民法上の権限 親権者の親権喪失、親権停止及び管理権喪失の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる（児童福祉法第 33 条の 7、第 33 条の 8、第 33 条の 9）。</p> <p>ウ その他児童相談所は地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な相談援助活動が行えるよう、市町村における地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。</p> <p>(2) 設置状況 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている（児童福祉法第 12 条、第 59 条の 4、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 156 条）。</p> <p>また、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 18 年 4 月からは、中核市程度の人口規模（30 万人以上）を有する市を念頭に、政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされた（児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項）。</p> <p>(3) 職員配置 児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、医師（精神科医、小児科医）又は保健師、弁護士等の職員が配置されている。</p>	<p>イ 民法上の権限 親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。（児福法第 33 条の 6、第 33 条の 7、第 33 条の 8）</p> <p>ウ その他児童相談所は地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。</p> <p>(2) 設置状況 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（児福法第 12 条、第 59 条の 4、地方自治法第 156 条別表 5）</p> <p>また、平成 16 年児福法改正法により、平成 18 年 4 月からは、中核市程度の人口規模（30 万人以上）を有する市を念頭に、政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされた。（児福法第 59 条の 4 第 1 項）</p> <p>(3) 職員配置 児童相談所には、児童福祉司、精神科医、児童心理司等の職員が配置されている。</p>

改正後	改正前
<p>2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携</p> <p>市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担については、第1章第2節市町村における児童相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）を参照のこと。</p> <p>具体的な役割分担・連携については、以下のとおりである。</p> <p>① 児童相談所への送致</p> <p>児童福祉法第27条の措置を要すると認められる者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、市町村から児童相談所に送致する（児童福祉法第25条の7第1項第1号、第2項第1号）。</p> <p>なお、児童相談所に送致したケースについても、引き続き、市町村が実施する母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。このため、市町村は、児童相談所と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要である。</p> <p>② 児童相談所長（都道府県知事）への通知</p> <p>市町村（福祉事務所を設置していない町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告を受けた子ども及び相談に応じた子ども又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知すること（児童福祉法第25条の7第1項第4号）。</p> <p>また、福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対す</p>	<p>2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携</p> <p>市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担については、第1章第2節市町村における児童相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）を参照のこと。</p> <p>具体的な役割分担・連携については、以下のとおりである。</p> <p>① 児童相談所への送致</p> <p>児福法第27条の措置を要すると認められる者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、市町村から児童相談所に送致する（児福法第25条の7第1項第1号、第2項第1号）。</p> <p>なお、児童相談所に送致したケースについても、引き続き、市町村が実施する保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。このため、市町村は、児童相談所と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要である。</p> <p>② 児童相談所長（都道府県知事）への通知</p> <p>市町村（福祉事務所を設置していない町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、児福法第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知すること。（児福法第25条の7第1項第3号）また、福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦</p>

改正後	改正前
<p>る支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めたときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知すること（<u>児童福祉法第25条の7第2項5号</u>）。</p> <p>③ <u>都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて行う指導の実施</u> 市町村は、<u>子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件、過去の相談経緯等から、子どもや保護者の身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）による指導措置について委託を受けて、子どもや保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により指導を行う（児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号）。</u></p> <p>④ <u>保育の利用等</u> 市町村は、助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用が適当であると認める者として、児童相談所長から市町村の長に報告又は通知がなされるケースに対応する（<u>児童福祉法第26条第1項第4号</u>）。</p> <p>⑤ <u>障害児への支援</u> 市町村は、<u>障害児通所支援等</u>の提供が適当であると認める者として、児童相談所長から市町村の長に報告又は通知がなされるケースに対応する（<u>児童福祉法第26条第1項第6号</u>）。</p> <p>⑥ <u>子育て支援事業</u> 市町村は、里親に委託しているケースにおける子育て支援事業等の活用に協力する。</p>	<p>について、必要があると認めたときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知すること。（<u>児福法第27条の7第2項4号</u>）</p> <p>③ <u>保育の実施等</u> 市町村は、助産の実施、母子保護の実施又は<u>保育の実施</u>が適当であると認める者として、児童相談所長から市町村の長に報告又は通知がなされるケースに対応する（<u>児福法第26条第1項第4号</u>）。</p> <p>④ <u>障害児への支援</u> 市町村は、<u>児童居宅支援</u>の提供が適当であると認める者として、児童相談所長から市町村の長に報告又は通知がなされるケースに対応する（<u>児福法第26条第1項第5号</u>）<u>ほか、障害児保育事業又は障害児通園事業（障害児デイサービス事業）を実施する。</u></p> <p>⑤ <u>子育て支援事業</u> 市町村は、里親に委託しているケースにおける子育て支援事業等の活用に協力する。</p>

改正後	改正前
<p>⑦ 乳幼児健康診査 市町村は、自ら実施した1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達面に関して精密に健康診査を行う必要のある子どもについては、児童相談所に精密健康診査を依頼することができる。市町村は、児童相談所による専門的な助言・指導が必要と思われる在宅の子ども、保護者等については、児童相談所と連携を図りつつ、事後指導を行う。</p> <p>⑧ 見守り、フォローアップへの協力 市町村は、児童相談所が援助している虐待ケースや施設を退所した子ども等の見守りやフォローアップに協力する。</p> <p>⑨ 棄児 市町村は、児童相談所からの申し出を受け、棄児に対する新たな戸籍作りや国籍取得に協力する。</p>	<p>⑥ 乳幼児健康診査 市町村は、自ら実施した1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達面に関して精密に健康診査を行う必要のある子どもについては、児童相談所に精密健康診査を依頼することができる。市町村は、児童相談所による専門的な助言・指導が必要と思われる在宅の子ども、保護者等については、児童相談所と連携を図りつつ、事後指導を行う。</p> <p>⑦ 見守り、フォローアップへの協力 市町村は、児童相談所が援助している虐待ケースや施設を退所した子ども等の見守りやフォローアップに協力する。</p> <p>⑧ 棄児 市町村は、児童相談所からの申し出を受け、棄児に対する新たな戸籍作りや国籍取得に協力する。</p>
<p>第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係</p> <p>1. 福祉事務所の概要</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり、福祉六法（生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、児童福祉法）に基づく事務を行う。</p> <p>児童福祉法において、都道府県の設置する福祉事務所は要保護児童の通告機関とされ、通告・送致を受けた子ども等について当該福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる等の業務を行うこととされている。</p>	<p>第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係</p> <p>1. 福祉事務所の概要</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり、福祉六法（生活保護法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児福法）に基づく事務を行う。</p> <p>児福法において、都道府県の設置する福祉事務所は要保護児童の通告機関とされ、通告・送致を受けた子ども等について当該福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる等の業務を行うこととされている。</p> <p>なお、福祉事務所は都道府県及び市が設置義務を負い、町村は任意設置となっている。</p>

改正後	改正前
<p>なお、福祉事務所は都道府県及び市が設置義務を負い、町村は任意設置となっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 主な連携事項及び留意点</p> <p>(1) 平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取り組みを求めつつ、</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) このほか、児童福祉法において福祉事務所は、児童福祉法第 22 条、第 23 条に規定する助産施設、母子生活支援施設への措置を行うこととされている。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 4 節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1) 市町村は、非行や虐待を受けている子ども等要保護児童の通告が早期に図られ、適切な相談援助活動ができるよう日頃から学校との連携を十分図っておくことが重要である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 同様に、市町村は、非行、不登校等の行動上の問題を有する子どもについても、児童相談所、警察、学校等との十分な協議を行い、必要な場合には一貫した組織的支援が行える体制を整えておくこと。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 主な連携事項及び留意点</p> <p>(1) 平成 16 年児福法改正法により、平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取り組みを求めつつ、</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) このほか、児福法において福祉事務所は、児福法第 22 条、第 23 条に規定する助産施設、母子生活支援施設への措置を行うこととされている。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 4 節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1) 市町村は、非行や虐待を受けている子ども等要保護児童の通告が早期に図られ、適切な援助活動ができるよう日頃から学校との連携を十分図っておくことが重要である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 同様に、市町村は、非行、不登校等の行動上の問題を有する子どもについても、児童相談所、警察、学校等との十分な協議を行い、必要な場合には一貫した組織的支援が行なえる体制を整えておくこと。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 市町村は、障害児等に対する相談援助活動においては、地域の<u>特別支援学校又は小学校、中学校等と十分連携を図り、障害児の今後の生活全体を視野に入れた援助方針を提供し、一貫した援助が行われるよう配慮すること。</u></p> <p>(7) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている<u>子ども</u>であって、学校に在籍する<u>子ども</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該<u>子ども</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>(8) <u>平成28年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者に日頃から接する機会が多い学校、教育委員会等が、これらの者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされ、刑法（明治14年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、当該情報提供を妨げるものと解釈してはならないとされた（児童福祉法第21条の10の5第1・2項）。</u></p> <p><u>虐待の発生予防のためには、市町村において、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者の状況を把握し、積極的に支援を行うことが重要であることを踏まえ、学校に対し、当該情報提供に係る規定の内容を周知し、積極的な情報提供を依頼すること。</u></p>	<p>(6) 市町村は、障害児等に対する相談援助活動においては、地域の<u>盲学校、聾学校、養護学校又は小学校、中学校等と十分連携を図り、障害児の今後の生活全体を視野に入れた援助方針を提供し、一貫した援助が行われるよう配慮すること。</u></p> <p>(7) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている<u>児童</u>であって、学校に在籍する<u>児童</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該<u>児童</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p>

改正後	改正前
<p>2. 教育委員会等との関係</p> <p>(1) 市町村は、児童相談所に協力して、<u>児童福祉法第27条第1項第3号の措置に伴い転校が必要となる子どもの手続</u>について、できるだけ速やかに行えるよう教育委員会と連携を図ること。</p> <p>(2) ～(4) (略)</p> <p><u>(5) 平成28年児童福祉法等改正法において規定された、支援を要する妊婦等に関する情報提供については、1. 「学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係」に記載のとおり、教育委員会も提供主体の対象となることから、教育委員会に対し、当該情報提供に係る規定の内容を周知し、積極的な情報提供を依頼すること。</u></p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) また、市町村は、保育所に入所する<u>子ども</u>を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条の3第1項）。</p> <p>保育所にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所の理解も得ながら適切に対応されたい。なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」（平成16年8月13日雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>(5) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている<u>子ども</u>であって、保育所に在籍する<u>子ども</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所から当該<u>子ども</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針</p>	<p>2. 教育委員会等との関係</p> <p>(1) 市町村は、児童相談所に協力して、<u>児福法第27条第1項第3号の措置に伴い転校が必要となる子どもの手続</u>きについて、できるだけ速やかに行えるよう教育委員会と連携を図ること。</p> <p>(2) ～(4) (略)</p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) また、市町村は、保育所に入所する<u>児童</u>を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条の2第1項）。</p> <p>保育所にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所の理解も得ながら適切に対応されたい。なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」（平成16年8月13日雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>(5) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている<u>児童</u>であって、保育所に在籍する<u>児童</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所から当該<u>児童</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討</p>

改正後	改正前
<p>の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p><u>(6) 平成28年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者に日頃から接する機会が多い保育所等が、これらの者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされ、刑法（明治14年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、当該情報提供を妨げるものと解釈してはならないとされた（児童福祉法第21条の10の5第1・2項）。</u></p> <p><u>虐待の発生予防のためには、市町村において、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者の状況を把握し、積極的に支援を行うことが重要であることを踏まえ、保育所に対し、当該情報提供に係る規定の内容を周知し、積極的な情報提供を依頼すること。</u></p> <p>第6節 保健所・市町村保健センターとの関係</p> <p>1. 保健所の概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保健所の業務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童福祉法における保健所の業務</p> <p>児童福祉法において、保健所は次の業務を行うこととされている。</p> <p>① <u>子どもの保健・予防に関する知識の普及</u></p> <p>② <u>子どもの健康相談、健康診査、保健指導</u></p>	<p>を組織的に行うことが適当である。</p> <p>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>第6節 保健所・市町村保健センターとの関係</p> <p>1. 保健所の概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保健所の業務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児福法における保健所の業務</p> <p>児福法において、保健所は次の業務を行うこととされている。</p> <p>① <u>児童</u>の保健・予防に関する知識の普及</p> <p>② <u>児童</u>の健康相談、健康診査、保健指導</p>

改正後	改正前
<p>③ 身体に障害のある<u>子ども</u>及び疾病により長期にわたる療養を必要とする<u>子ども</u>に対する療育指導</p> <p>④ 児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言</p> <p>また、平成 16 年児童福祉法改正法により、児童相談所長は、相談に応じた<u>子ども</u>、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができることが明記された。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 保健所、市町村保健センター等との連携</p> <p>保健所や市町村保健センター等は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成 6 年厚生省告示第 376 号)等を踏まえ、母子保健活動や医療機関との連携を通じて、養育支援が必要な家庭に対して積極的な支援を実施する等虐待の発生防止に向けた取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。</p> <p><u>妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化するため、平成 28 年児童福祉法等改正法により、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)を改正し、国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされた(平成 28 年 6 月 3 日(公布日)施行)。保健所や市町村保健セ</u></p>	<p>③ 身体に障害のある<u>児童</u>及び疾病により長期にわたる療養を必要とする<u>児童</u>に対する療育指導</p> <p>④ 児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言</p> <p>また、平成 16 年児福法改正法により、児童相談所長は、相談に応じた<u>児童</u>、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができることが明記された。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 保健所、市町村保健センター等との連携</p> <p>保健所や市町村保健センター等は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成 6 年厚生省告示第 376 号)等を踏まえ、母子保健活動や医療機関との連携を通じて、養育支援が必要な家庭に対して積極的な支援を実施する等虐待の発生防止に向けた取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。<u>これらの機能を十分に活用するため、日頃から保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要である。</u></p>

改正後	改正前
<p>センター等の機能を十分に活用するため、日頃から密に連携を図っておくことが必要である。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第7節 (主任) 児童委員との関係</p> <p>1. 児童委員の概要</p> <p>児童委員は、児童福祉法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>2. 主任児童委員の概要</p> <p>主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。</p> <p>主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年児童福祉法改正法により明確化されたところであり、主任児童委員をはじめ、十分に連携を図られたい。</p> <p>3. 主な連携事項</p> <p>市町村は、自らが開催する児童相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努めること。</p> <p>市町村が児童委員との協力を図る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられるものの活用を図ること。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>第7節 (主任) 児童委員との関係</p> <p>1. 児童委員の概要</p> <p>児童委員は、児福法に基づき市町村の区域に置かれている民間奉仕者であり、主として次の職務を行う。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>2. 主任児童委員の概要</p> <p>主任児童委員は、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う児童委員である。</p> <p>主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年児福法改正法により明確化されたところであり、主任児童委員をはじめ、十分に連携を図られたい。</p> <p>3. 主な連携事項</p> <p>市町村は、自らが開催する児童相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努めること。</p> <p>市町村が児童委員との協力を図る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられるものの活用を図ること。</p>

改正後	改正前
<p>このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の<u>子ども</u>・家庭の実情の把握に努めることが重要である。</p> <p>また、地域における児童健全育成活動や啓発活動等を実施する場合には、（主任）児童委員に情報を提供し、その協力を求めることも考えられる。</p> <p>第8節 児童家庭支援センターとの関係</p> <p>1. 児童家庭支援センターの概要</p> <p>児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（児童福祉法第44条の2第1項）。</p> <p>2. 児童家庭支援センターの業務</p> <p>児童家庭支援センターは次の業務を行う。</p> <p>① （略）</p> <p>② 児童相談所長の委託に基づく児童福祉法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号の規定による指導</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、母子・<u>父子</u>自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>3. （略）</p>	<p>このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の<u>児童</u>・家庭の実情の把握に努めることが重要である。</p> <p>また、地域における児童健全育成活動や啓発活動等を実施する場合には、（主任）児童委員に情報を提供し、その協力を求めることも考えられる。</p> <p>第8節 児童家庭支援センターとの関係</p> <p>1. 児童家庭支援センターの概要</p> <p>児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（児福法第44条の2第1項）。</p> <p>2. 児童家庭支援センターの業務</p> <p>児童家庭支援センターは次の業務を行う。</p> <p>① （略）</p> <p>② 児童相談所長の委託に基づく児福法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号の規定による指導</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>3. （略）</p>

改正後	改正前
<p>第9節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係</p> <p>1. 知的障害者更生相談所との関係</p> <p>知的障害者更生相談所の業務は、知的障害者に関する問題について家庭その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにそれに基づいて必要な指導を行うことである（対象は原則として18歳以上）。</p> <p>市町村は、障害児の保護者等からの相談に対する適切な支援を行うことが重要であり多様な相談機関と連携を図り、相談援助体制の充実に努めることが求められている。</p> <p>そのため、市町村は、知的障害者更生相談所及び<u>障害児相談支援事業所等との連携</u>を図り、相談所が有している専門的知識や技術を有効活用して、障害児やその保護者に対する支援サービスが適切に行われるよう相談援助する。ただし、相談のうち、心理・医学等の判定が必要なケースや施設入所等の措置が必要なケースなど、市町村だけでは相談援助することが困難なケースについては、児童相談所の助言・支援を求めるか、送致すること。</p> <p>また、市町村は<u>介護給付費等の支給の要否の決定</u>の際、特に専門的な知見が必要である場合には、知的障害者更生相談所に意見を求めることができる。</p> <p>2. 身体障害者更生相談所との関係</p> <p>身体障害者更生相談所の業務は、身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行い、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びに必要に応じて補装具の処方及び適合判定を行うことである（対象は原則として18歳以</p>	<p>第9節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係</p> <p>1. 知的障害者更生相談所との関係</p> <p>知的障害者更生相談所の業務は、知的障害者に関する問題について家庭その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにそれに基づいて必要な指導を行うことである。<u>（対象は原則として18歳以上）</u></p> <p>市町村は、障害児の保護者等からの相談に対する適切な支援を行うことが重要であり多様な相談機関と連携を図り、相談援助体制の充実に努めることが求められている。</p> <p>そのため、市町村は、知的障害者更生相談所及び<u>障害児地域療育等支援事業を行う事業者等との連携</u>を図り、相談所が有している専門的知識や技術を有効活用して、障害児やその保護者に対する支援サービスが適切に行われるよう相談援助する。ただし、相談のうち、心理・医学等の判定が必要なケースや施設入所等の措置が必要なケースなど、市町村だけでは相談援助することが困難なケースについては、児童相談所の助言・支援を求めるか、送致すること。</p> <p>また、市町村は<u>支援費制度において支給決定等</u>の際、特に専門的な知見が必要である場合には、知的障害者更生相談所に意見を求めること<u>としているところである</u>。</p> <p>2. 身体障害者更生相談所との関係</p> <p>身体障害者更生相談所の業務は、身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行い、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びに必要に応じて補装具の処方及び適合判定を行うことである。<u>（対象は原則として18歳</u></p>

改正後	改正前
<p>上) 。</p> <p>市町村は、身体障害者援護の専門的技術的部分を担当する身体障害者更生相談所との連携を密にし、相談所が有している専門的知識や技術を有効活用して、障害児やその保護者に対する支援サービスが適切に行われるよう相談援助する。ただし、相談のうち、市町村において相談援助することが困難なケースについては、児童相談所につなげること。</p> <p>また、市町村は<u>介護給付費等の支給の要否の決定</u>の際、特に専門的な知見が必要である場合には、身体障害者更生相談所に意見を求めることができる。</p> <p>3. 発達障害者支援センターとの関係</p> <p>(1) 発達障害者支援センターは以下の業務を行う。</p> <p>① 発達障害者の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は<u>情報の提供若しくは助言</u>を行う。</p> <p>② 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う。</p> <p>③ 医療、保健、福祉、教育、<u>労働</u>等に関する業務（④において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての<u>情報の提供</u>及び研修を行う。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行う。</p> <p>(2) （略）</p> <p>第10節 児童福祉施設との関係</p> <p>1. （略）</p>	<p>以上)</p> <p>市町村は、身体障害者援護の専門的技術的部分を担当する身体障害者更生相談所との連携を密にし、相談所が有している専門的知識や技術を有効活用して、障害児やその保護者に対する支援サービスが適切に行われるよう相談援助する。ただし、相談のうち、市町村において相談援助することが困難なケースについては、児童相談所につなげること。</p> <p>また、市町村は<u>支援費制度において支給決定等</u>の際、特に専門的な知見が必要である場合には、身体障害者更生相談所に意見を求めること<u>としているところである</u>。</p> <p>3. 発達障害者支援センターとの関係</p> <p>(1) 発達障害者支援センターは以下の業務を行う。</p> <p>① 発達障害者の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行う</p> <p>② 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う</p> <p>③ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（④において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての<u>情報の提供</u>及び研修を行う。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行う</p> <p>(2) （略）</p> <p>第10節 児童福祉施設との関係</p> <p>1. （略）</p>

改正後	改正前
<p>2. 子育て支援事業の実施 市町村は子育て支援事業を実施しており、地域子育て支援拠点等、当該事業に関連する児童福祉施設等との十分な連携を図る。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第11節 里親との関係</p> <p>1. 里親の概要</p> <p>里親の種類には、養育里親（専門里親を含む）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親があり、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 養育里親は、都道府県知事が行う研修を修了する等の要件を満たし養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもを養育する里親</p> <p>(2) 専門里親は、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、障害がある子どもを養育する里親</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 親族里親は、<u>子どもの扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族であって、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となった子どもを養育する里親</u></p>	<p>2. 子育て支援事業の実施 市町村は子育て支援事業を実施しており、地域子育て支援センター等、当該事業に関連する児童福祉施設との十分な連携を図る。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第11節 里親との関係</p> <p>1. 里親の概要</p> <p>里親の種類には、養育里親（専門里親を含む）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親があり、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 養育里親は、都道府県知事が行う研修を修了する等の要件を満たし養育里親名簿に登録された者で、保護者のない<u>児童</u>又は保護者に監護させることが不相当であると認められる<u>児童</u>を養育する里親</p> <p>(2) 専門里親は、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護<u>児童</u>のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた<u>児童</u>、非行等の問題を有する<u>児童</u>、障害がある<u>児童</u>を養育する里親</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 親族里親は、<u>要保護児童の三親等内の親族であり、両親その他その児童を現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となった児童を養育する里親</u></p>

改正後	改正前
<p>2. (略)</p> <p>第12節 自立援助ホームとの関係</p> <p>(1) 自立援助ホームは、施設を退所した子ども等が<u>共同</u>で生活し、生活を共にする職員から生活指導や就労支援を受けつつ、就労・社会的自立を目指す施設（グループホーム）であり、入所の期間は概ね6か月から2年程度となっている。</p> <p>(2) 自立援助ホームへの入所は、<u>子ども</u>からの申し込みに応じて、都道府県等が行うことになるが、施設を退所した子どもが家庭等で生活するのが困難となった場合などには、自立援助ホームの活用も検討すべきであるので、児童相談所とよく相談すること。</p> <p>第13節 警察との関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) なお、<u>児童福祉法</u>第25条第1項は、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否その他の事情にかかわらず、市町村、福祉事務所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことができる。</p> <p>ただし、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと警察が判断した場合には、一般的には、市町村や福祉事務所ではなく、児童相談所に直接通告することとなる。</p> <p>なお、市町村、福祉事務所及び児童相談所は、警察からの要保護児童の通告について、身柄付であるか否かを問わず、その受理を拒否することはできない。このため、市町村又は福祉事務所は、警察からの通告を受けた場合において、その子どもについて一時保護が必要であると判断するときは、通告を受理した上で児童相談所に送</p>	<p>2. (略)</p> <p>第12節 自立援助ホームとの関係</p> <p>(1) 自立援助ホームは、施設を退所した子ども等が<u>協働</u>で生活し、生活を共にする職員から生活指導や就労支援を受けつつ、就労・社会的自立を目指す施設（グループホーム）であり、入所の期間は概ね6か月から2年程度となっている。</p> <p>(2) 自立援助ホームへの入所は、<u>児童</u>からの申し込みに応じて、都道府県等が行うことになるが、施設を退所した子どもが家庭等で生活するのが困難となった場合などには、自立援助ホームの活用も検討すべきであるので、児童相談所とよく相談すること。</p> <p>第13節 警察との関係</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) なお、<u>児福法</u>第25条、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否その他の事情にかかわらず、市町村、福祉事務所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことができる。</p> <p>ただし、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと警察が判断した場合には、一般的には、市町村や福祉事務所ではなく、児童相談所に直接通告することとなる。</p> <p>なお、市町村、福祉事務所及び児童相談所は、警察からの要保護児童の通告について、身柄付であるか否かを問わず、その受理を拒否することはできない。このため、市町村又は福祉事務所は、警察からの通告を受けた場合において、その子どもについて一時保護が必要であると判断するときは、通告を受理した上で児童相談所に送</p>

改正後	改正前
<p>致することとなる。また、児童相談所が市町村等が対応することが 適当と判断する場合は、通告を受理した上で、市町村等と連携を図 りつつ対応することとする。</p>	<p>致することとなる。また、児童相談所が市町村等が対応することが 適当と判断する場合は、通告を受理した上で、市町村等と連携を図 りつつ対応することとする。</p>
<p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p>
<p>第 14 節 医療機関との関係</p>	<p>第 14 節 医療機関との関係</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>平成 28 年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦、子 ども及びその保護者に日頃から接する機会が多い医療機関等が、 これらの者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めるこ ととされ、刑法（明治 14 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定そ の他の守秘義務に関する法律の規定は、当該情報提供を妨げるも のと解釈してはならないとされた（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1・2 項）。</u></p> <p><u>虐待の発生予防のためには、市町村において、支援を要する妊婦、 子ども及びその保護者の状況を把握し、積極的に支援を行うことが 重要であることを踏まえ、医療機関に対し、当該情報提供に係る規 定の内容を周知し、積極的な情報提供を依頼すること。</u></p>	<p>(4) (略)</p>
<p>第 15 節 婦人相談所との関係</p>	<p>第 15 節 婦人相談所との関係</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 性非行を伴う女子の子どものケースについては、市町村と婦人 相談所の業務が重なる場合もあるので、十分協議し最善の援助が 行われるよう努める。</p> <p>なお、配偶者からの暴力の被害者の同伴<u>している子ども</u>の保護に ついては、次節を参照。</p>	<p>(2) 性非行を伴う女子の子どものケースについては、市町村と婦人 相談所の業務が重なる場合もあるので、十分協議し最善の援助が 行われるよう努める。</p> <p>なお、配偶者からの暴力の被害者の同伴<u>児童</u>の保護については、 次節を参照。</p>

改正後	改正前
<p>第16節 配偶者暴力相談支援センターとの関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 配偶者からの暴力の被害者の<u>子ども</u>の保護における連携 (1)～(3) (略)</p> <p>第17節 法務局、人権擁護委員との関係</p> <p>(1) 法務局、市町村の区域に置かれている人権擁護委員（以下本節において「法務省の人権擁護機関」という。）は、<u>子ども</u>の人権110番といった分野別の相談ツールを活用した<u>子ども</u>の人権に関する相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見及び未然防止に努めている。また、人権侵犯事件の調査及び処理を通じて、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、ケースに応じた適切な被害者救済のための措置を講じるとともに、関係者に働きかけて、人権尊重に対する理解を深めさせ、<u>子ども</u>の人権の擁護を図っている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) なお、市町村は要保護児童等の通告先として追加されているが（<u>児童福祉法</u>第25条第1項及び<u>児童虐待防止法</u>第6条第1項）、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと法務省の人権擁護機関が判断した場合には、一般に、児童相談所に直接通告することとなる。</p> <p>第18節 民間団体との関係</p> <p>(1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体との連携の強化」に努めなければならないとされている。</p>	<p>第16節 配偶者暴力相談支援センターとの関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 配偶者からの暴力の被害者の<u>児童</u>の保護における連携 (1)～(3) (略)</p> <p>第17節 法務局、人権擁護委員との関係</p> <p>(1) 法務局、市町村の区域に置かれている人権擁護委員（以下本節において「法務省の人権擁護機関」という。）は、<u>子ども</u>人権110番といった分野別の相談ツールを活用した<u>子ども</u>の人権に関する相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見及び未然防止に努めている。また、人権侵犯事件の調査及び処理を通じて、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、ケースに応じた適切な被害者救済のための措置を講じるとともに、関係者に働きかけて、人権尊重に対する理解を深めさせ、<u>子ども</u>の人権の擁護を図っている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) なお、市町村は要保護児童等の通告先として追加されているが（<u>児福法</u>第25条及び<u>児童虐待防止法</u>第6条）、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと法務省の人権擁護機関が判断した場合には、一般に、児童相談所に直接通告することとなる。</p> <p>第18節 民間団体との関係</p> <p>(1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体との連携の強化」に努めなければならないとされている。</p>

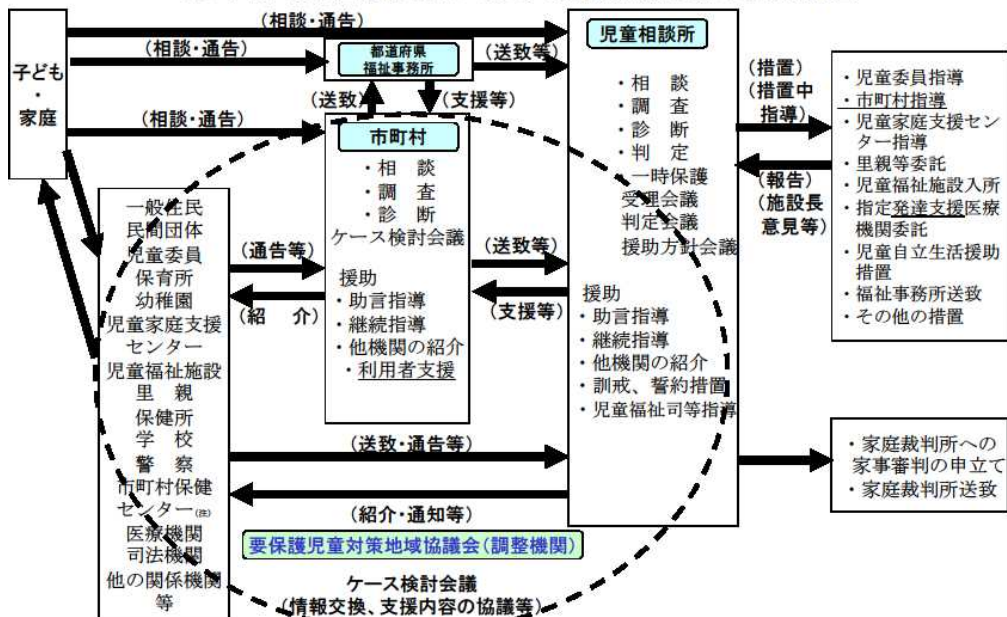
改正後	改正前
<p>児童虐待防止の<u>取り組み</u>においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。また、非行防止の取り組みについては、非行防止に関する民間ボランティアとの連携について、積極的に考慮する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 平成 28 年児童福祉法等改正法により、児童虐待を理由とした施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離していた事例については、都道府県は、措置等の解除時に、児童虐待を行った保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な子どもへの接し方等の助言・カウンセリングを行うことができることとされた（児童虐待防止法第 13 条第 2 項、平成 28 年 10 月 1 日施行）。</u></p> <p><u>また、当該助言等は、当該事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有しており、親子再統合プログラムなどを実施している NPO 法人等の民間団体等に委託することができることとされた（児童虐待防止法第 13 条第 3 項、平成 28 年 10 月 1 日施行）。</u></p> <p><u>なお、委託を受けて助言等に係る事務に従事する者又は従事していた者は、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされており（児童虐待防止法第 13 条第 4 項、平成 28 年 10 月 1 日施行）、委託に当たっては、当該業務の委託先において、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている必要がある。</u></p> <p>第 19 節 (略)</p>	<p>児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。また、非行防止の取り組みについては、非行防止に関する民間ボランティアとの連携について、積極的に考慮する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第 19 節 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第 20 節 社会福祉協議会との関係</p> <p>(1) 社会福祉協議会は、<u>社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）</u>において地域福祉を推進する中心的な民間の非営利組織として位置づけられており、社会福祉に関する調査研究、総合的企画、広報、普及活動等を行う団体である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 5 章 (略)</p>	<p>第 20 節 社会福祉協議会との関係</p> <p>(1) 社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な民間の非営利組織として位置づけられており、社会福祉に関する調査研究、総合的企画、広報、普及活動等を行う団体である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 5 章 (略)</p>

改正後

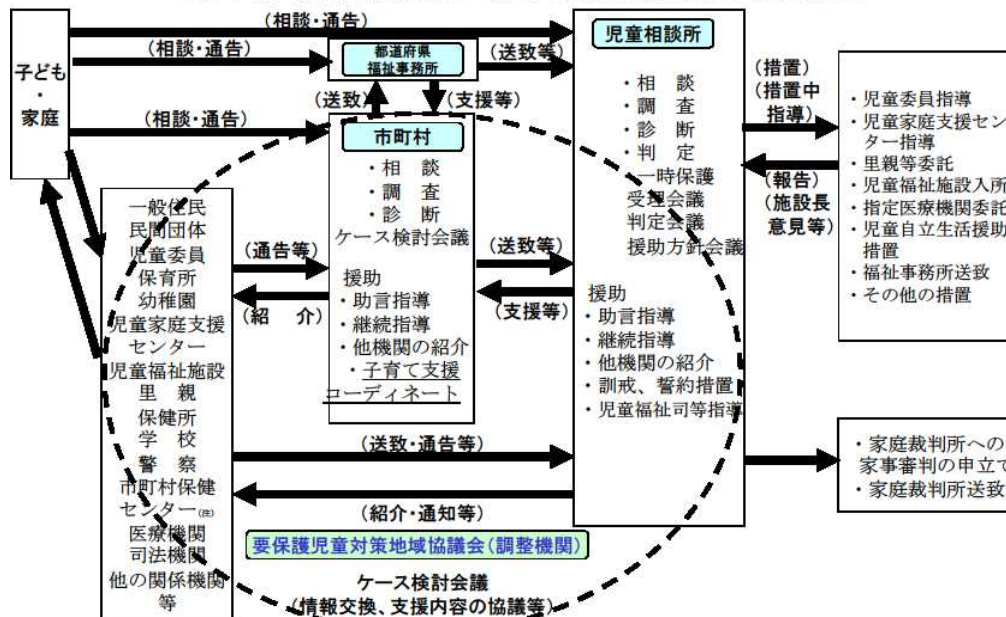
改正前

(別添1) 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



注:市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般市民等からの通合等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

(別添1) 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



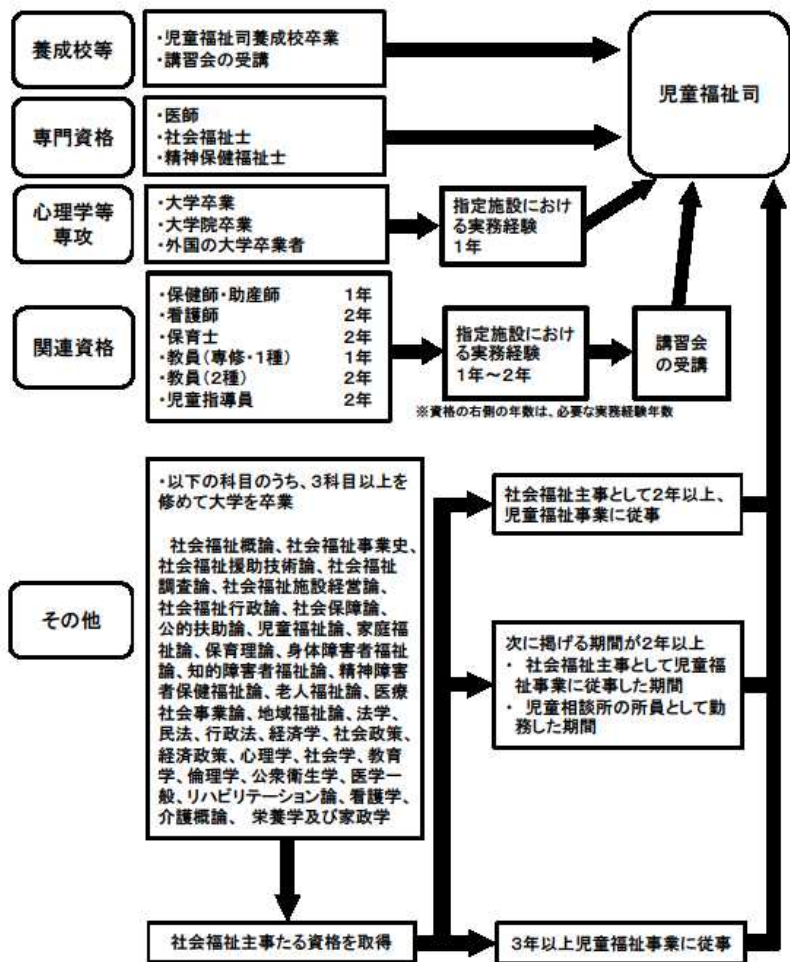
注:市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般市民等からの通合等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

改正後

改正前

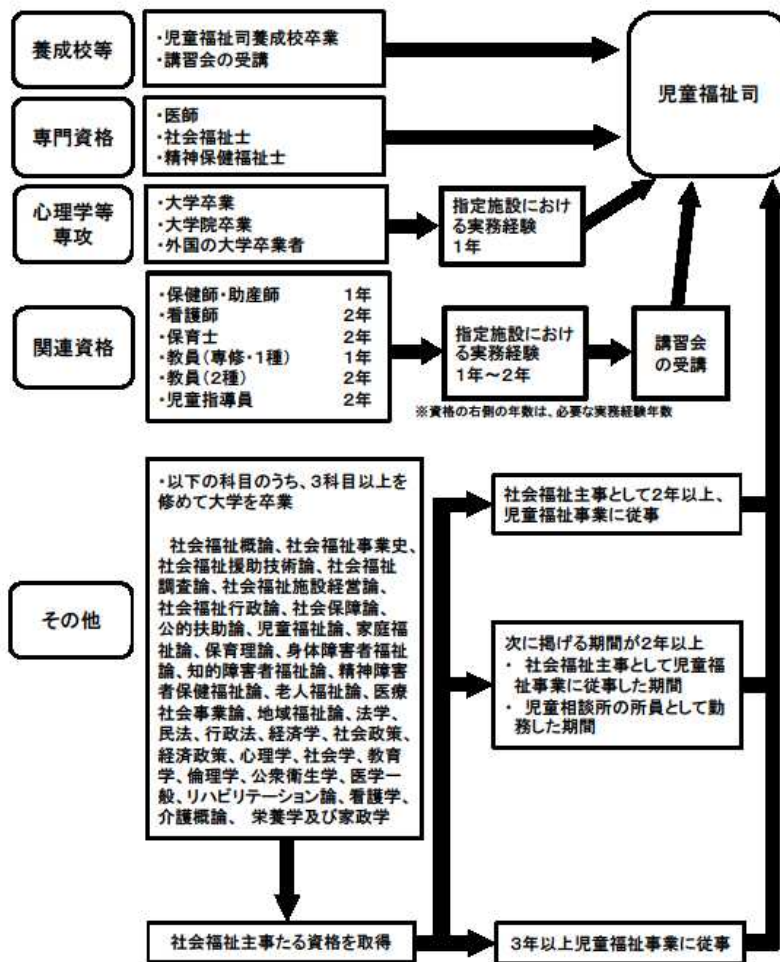
(別添2)

児童福祉司の任用資格要件について



(別添2)

児童福祉司の任用資格要件について



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定施設の範囲</p> <p>○ 指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。</p> <p><u>1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健法の規定により設置される保健所 ○ 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、<u>障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設</u> ○ 医療法に規定する病院及び診療所 ○ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター ○ 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設 ○ 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所 ○ 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 ○ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所 	<p style="text-align: center;">指定施設の範囲</p> <p>○ 指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。</p> <p><u>1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健法の規定により設置される保健所 ○ 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター</u> ○ 医療法に規定する病院及び診療所 ○ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所、<u>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター</u> ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター<u>及び精神障害者社会復帰施設</u> ○ 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設 ○ 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所 ○ 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 ○ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、<u>知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム</u>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター ○ 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター ○ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設</u> ○ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設 2. <u>精神保健福祉法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科病院 ○ <u>医療法に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）</u> ○ <u>市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）</u> ○ <u>地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター</u> ○ <u>児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター ○ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉センター ○ 介護保険法に規定する介護保険施設 ○ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設 2. <u>精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神病院 ○ 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。） ○ 保健所 ○ <u>地域保健法に規定する市町村保健センター</u>

改正後	改正前
<p><u>スを提供するものに限る。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター</u> ○ <u>生活保護法に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> ○ <u>社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> ○ <u>知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> ○ <u>障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> ○ <u>法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> ○ <u>発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> ○ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設</u>

改正後	改正前
<p>○ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>3. 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所 ○ 乳児院 <p>※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知によるものとするほか、別途通知する。</p> <p>①指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日 社庶第 29 号）</p> <p>②精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成 14 年 5 月 20 日障精 0520001 号）</p> <p style="text-align: center;">講習会の内容</p> <p>保健師等新たに児童福祉司の任用資格に追加される方が受講しなければならない講習会は、以下の基準を満たすものとする。</p> <p>①都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。</p> <p>②講義及び演習により行うものであること。</p> <p>③修業年限が概ね 3 月以内であること。</p>	<p>○ 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設</p> <p>3. 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所 ○ 乳児院 <p>※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知によるものとするほか、別途通知する。</p> <p>①指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号）</p> <p>②精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成 14 年 5 月 20 日障精第 0520001 号）</p> <p style="text-align: center;">講習会の内容</p> <p>保健師等新たに児童福祉司の任用資格に追加される方が受講しなければならない講習会は、以下の基準を満たすものとする。</p> <p>①都道府県（指定都市）又は都道府県（指定都市）からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること</p> <p>②講義及び演習により行うものであること</p> <p>③修業年限が概ね 3 月以内であること</p>

改正後	改正前
<p>④講習会の内容は、以下に定める以上であること。</p> <p>【講義科目】</p> <p>児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論</p> <p>【演習科目】</p> <p>社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習</p> <p>※ 講義科目については、通信教育による受講も認められるものとする。</p> <p>(別添3～6) (略)</p>	<p>④講習会の内容は、以下に定める以上であること</p> <p>【講義科目】</p> <p>児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論</p> <p>【演習科目】</p> <p>社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習</p> <p>※ 講義科目については、通信教育による受講も認められるものとする。</p> <p>(別添3～6) (略)</p>

改正後

改正前

(別紙7)

児童記録票

(1) 様式

(第1面)

受理年月日	平成 年 月 日			相談歴 有・無			
事例番号	種別		担当者				
子ども本人	氏名 (通称)	性 別	男 女	生 年 月 日(S・H)	年 齢		
	保育所 等利用	保育所 幼稚園	保育所・学校等名 担任	その他の関係職員			
	本籍地	都 道 府 県(外国籍)					
	現住所						
保護者	氏 名						
	現住所		続柄				
	電 話	勤務先			(留意)		
保護者	氏 名						
	現住所		続柄				
	電 話	勤務先			(留意)		
相談者	子どもとの関係						
家族状況	続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	職 業 (就業時間)	健 康 状 況	備 考 (居住等)

(別紙7)

児童記録票

(1) 様式

(第1面)

受理年月日	平成 年 月 日			相談歴 有・無			
事例番号	種別		担当者				
子ども本人	氏名 (通称)	性 別	男 女	生 年 月 日(S・H)	年 齢		
	保育所 等利用	保育所 幼稚園	保育所・学校等名 担任	その他の関係職員			
	本籍地	都 道 府 県(外国籍)					
	現住所						
保護者	氏 名						
	現住所		続柄				
	電 話	勤務先			(留意)		
保護者	氏 名						
	現住所		続柄				
	電 話	勤務先			(留意)		
相談者	子どもとの関係						
家族状況	続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	職 業 (就業時間)	健 康 状 況	備 考 (居住等)

改正後

改正前

(第2面)

(第2面)

主訴														
生活状況 (養育状況)														
経済状況														
福祉サービス・機関等 利用状況														
統計分類	経路				種類別					処理				

主訴														
生活状況 (養育状況)														
経済状況														
福祉サービス・機関等 利用状況														
統計分類	経路				種類別					処理				

改正後

改正前

(第3面)

受付 年 月 日 (新・再)	
受付面接結果及び助言事項	
受付面接所見	
	担当者

(第3面)

受付 年 月 日 (新・再)	
受付面接結果及び助言事項	
受付面接所見	
	担当者

3

3

改正後

改正前

(第4面)

調査結果及び援助事項	
調査所見	
	年 月 日 担当者

4

(第4面)

調査結果及び援助事項	
調査所見	
	年 月 日 担当者

4

改正後

(第5面)

総
合
所
見

5

改正前

(第5面)

総
合
所
見

5

改正後

改正前

(第6面)

(第6面)

援助方針	援助内容及びその理由	
	保護者・児童等の意向 保護者の意思 児童の意向 その他()	
	地域協議会の意見 ・照会の有無 有(年 月 日) 無 ・照会の事由 ・意見内容	
	短期的課題と援助方法	短期的課題 課題達成のための具体的援助方法 (関係機関との連携のあり方を含む)
中長期的課題と援助方法	中長期的課題 課題達成のための具体的援助方法 (関係機関との連携のあり方を含む)	次期検証時期 年 月
年 月 日 責任者		

援助方針	援助内容及びその理由	
	保護者・児童等の意向 保護者の意思 児童の意向 その他()	
	地域協議会の意見 ・照会の有無 有(年 月 日) 無 ・照会の事由 ・意見内容	
	短期的課題と援助方法	短期的課題 課題達成のための具体的援助方法 (関係機関との連携のあり方を含む)
中長期的課題と援助方法	中長期的課題 課題達成のための具体的援助方法 (関係機関との連携のあり方を含む)	次期検証時期 年 月
年 月 日 責任者		

6

6

改正後

(第7面)

調査、面接、相談援助等経過

7

改正前

(第7面)

調査、面接、相談援助等経過

7

改正後	改正前
<p>(2) 記載要領</p> <p>(第1面、第2面)</p> <p>ア 事例番号欄は、1-1000のように年度を冠して番号を記入する。</p> <p>イ 氏名、生年月日及び本籍は、戸籍謄本又は住民票記載のものにより、通称名は()により記入する。</p> <p>ウ 保育所等利用欄には、保育所、幼稚園を利用している場合には該当するものを○で囲み、名称を右側の空欄に記入する。在学中のものについては、学校名と学年を記入する。</p> <p>エ 相談者の欄は、相談者の氏名と子どもとの関係を記入する。</p> <p>オ 主訴欄には受付面接等において聴取した主訴を記入する。</p> <p>カ 家族状況欄には家族、同居親族等の氏名、当該児童との続柄、生年月日、職業その他必要な事項を記入する。</p> <p>キ 統計分類欄は、表-1の要領による記号を記入すること。</p> <p>経路については、受理会議を経過し、受理が確定した時点をもって、種類別及び処理については、援助内容が決定した時点をもって記入する。</p> <p>(第3面以降)</p> <p>第3面以降は担当者が調査、面接等した結果の要約と調査所見を記載する。診断所見の中には援助に関する意見が含まれている必要がある。</p> <p>家系図(ジェノグラム)を記載する場合には、第4面「調査結果及び援助事項」の欄に記入する。</p> <p>第6面の援助方針には、援助内容とその理由、これに対する児童・保護者の意向等、地域協議会の照会の有無及びその事由・意見内容を記入するとともに、援助の対象とすべき課題と援助方法を短期的・長期的に具体的に記入する。</p> <p style="text-align: center;">8</p>	<p>(2) 記載要領</p> <p>(第1面、第2面)</p> <p>ア 事例番号欄は、1-1000のように年度を冠して番号を記入する。</p> <p>イ 氏名、生年月日及び本籍は、戸籍謄本又は住民票記載のものにより、通称名は()により記入する。</p> <p>ウ 保育所等利用欄には、保育所、幼稚園を利用している場合には該当するものを○で囲み、名称を右側の空欄に記入する。在学中のものについては、学校名と学年を記入する。</p> <p>エ 相談者の欄は、相談者の氏名と子どもとの関係を記入する。</p> <p>オ 主訴欄には受付面接等において聴取した主訴を記入する。</p> <p>カ 家族状況欄には家族、同居親族等の氏名、当該児童との続柄、生年月日、職業その他必要な事項を記入する。</p> <p>キ 統計分類欄は、表-1の要領による記号を記入すること。</p> <p>経路については、受理会議を経過し、受理が確定した時点をもって、種類別及び処理については、援助内容が決定した時点をもって記入する。</p> <p>(第3面以降)</p> <p>第3面以降は担当者が調査、面接等した結果の要約と調査所見を記載する。診断所見の中には援助に関する意見が含まれている必要がある。</p> <p>家系図(ジェノグラム)を記載する場合には、第4面「調査結果及び援助事項」の欄に記入する。</p> <p>第6面の援助方針には、援助内容とその理由、これに対する児童・保護者の意向等、地域協議会の照会の有無及びその事由・意見内容を記入するとともに、援助の対象とすべき課題と援助方法を短期的・長期的に具体的に記入する。</p> <p style="text-align: center;">8</p>

改正後

表-1

統計分類

経路		種別		処理				
都道府県	児童相談所	ア	児童虐待相談 その他の相談	a	面談指導 助言指導	1		
	福祉事務所	イ		b	継続指導	2		
	その他	ウ		b	他機関あつせん	3		
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致	4		
	保健センター	オ	障害相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導 助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告	5		
その他	カ	e						
児童福祉施設 指定児童福祉施設 指定発達支援医療機関	保育所	キ		f				
	児童福祉施設	ク		g			その他	7
	指定発達支援医療機関	ケ		h				
警察等	保健所	コ	非行相談	j	その他	7		
		サ		k				
保健所及び医療機関	医療機関	シ	育成相談	l	その他	7		
		ス		a				
学校等	幼稚園	セ	育成相談	n	その他	7		
		ソ		o				
		教育委員会等		ソ			o	
里親	タ	その他の相談	p					
児童委員	チ							
家族・親戚	ツ							
近隣・知人	テ							
児童本人	ト							
その他	ナ							

改正前

表-1

統計分類

経路		種別		処理				
都道府県	児童相談所	ア	児童虐待相談 その他の相談	a	面談指導 助言指導	1		
	福祉事務所	イ		b	継続指導	2		
	その他	ウ		b	他機関あつせん	3		
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致	4		
	保健センター	オ	障害相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導 助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告	5		
その他	カ	e						
児童福祉施設 指定児童福祉施設 指定医療機関	保育所	キ		f				
	児童福祉施設	ク		g			その他	7
	指定医療機関	ケ		h				
警察等	保健所	コ	非行相談	j	その他	7		
		サ		k				
保健所及び医療機関	医療機関	シ	育成相談	l	その他	7		
		ス		a				
学校等	幼稚園	セ	育成相談	n	その他	7		
		ソ		o				
		教育委員会等		ソ			o	
里親	タ	その他の相談	p					
児童委員	チ							
家族・親戚	ツ							
近隣・知人	テ							
児童本人	ト							
その他	ナ							

改正後

改正前

別添8

児童福祉法第27条に基づく措置

措置の種類	概 要
訓戒、警約措置（27①Ⅰ）	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行われる。
児童福祉司指導（27①Ⅱ）	児童福祉司とは、児童相談所に配置されており、子どもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行うものである。 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行われる。
児童委員指導（27①Ⅲ）	児童委員とは、子どもや保護者等の福祉に関し、相談・援助、行政機関の行う業務に対する協力、子どもの健全育成のため地域活動等を行うことを職務とするものである。 児童委員指導措置は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行われる。
市町村指導（27①Ⅳ）	市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身辺な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行う。 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身辺な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行われる。
児童家庭支援センター指導（27①Ⅴ）	児童家庭支援センターとは、地域の子ども福祉に関する各般の問題につき、子ども、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行う施設である。 児童家庭支援センターの指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行われる。

1

別添8

児童福祉法第27条に基づく措置

措置の種類	概 要
訓戒、警約措置（27①Ⅰ）	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行われる。
児童福祉司指導（27①Ⅱ）	児童福祉司とは、児童相談所に配置されており、子どもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行うものである。 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行われる。
児童委員指導（27①Ⅲ）	児童委員とは、子どもや保護者等の福祉に関し、相談・援助、行政機関の行う業務に対する協力、子どもの健全育成のため地域活動等を行うことを職務とするものである。 児童委員指導措置は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行われる。
児童家庭支援センター指導（27①Ⅳ）	児童家庭支援センターとは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子ども、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行う施設である。 児童家庭支援センターの指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行われる。
知的障害者福祉司、社会福祉主事指導（27①Ⅴ）	知的障害者福祉司とは、知的障害者の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行うものである。また、社会福祉主事とは、生活保護法等に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務を行うことを職務とするものである。 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導は、問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行われるもの これらの場合には、法第26条第1項第3号に基づき福祉事務所に送致する形式をとる。

1

改正後

<p>知的障害者福祉司、社会福祉主事指導（27①Ⅱ）</p>	<p>知的障害者福祉司とは、知的障害者の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行うものである。また、社会福祉主事とは、生活保護法等に定める保護、育成又は更正の措置に関する事務を行うことを職務とするものである。</p> <p>知的障害者福祉司、社会福祉主事指導は、問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により行われるもの</p> <p>これらの場合には、法第26条第1項第3号に基づき福祉事務所に送致する形式をとる。</p> <p>障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であつて地理的要素や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により行われる。</p>
<p>障害者等相談支援事業を行う者による指導（27①Ⅱ）</p>	<p>知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により行われるもの</p>
<p>児童福祉施設入所措置（27①Ⅲ）</p>	<p>児童を乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置。それぞれの施設の概要は以下のとおり。</p> <p>①乳児院 乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p> <p>②児童養護施設 保護者のない子ども（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設</p> <p>③障害児入所施設 次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、以下の支援を行うことを目的とする施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の付与 ・医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立に必要な知識技能の付与及び治療 <p>④情緒障害児短期治療施設 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する子どもを、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p>

改正前

<p>児童福祉施設入所措置（27①Ⅲ）</p>	<p>児童を乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置。それぞれの施設の概要は以下のとおり。</p> <p>①乳児院 乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p> <p>②児童養護施設 保護者のない子ども（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設</p> <p>③知的障害児施設 知的障害のある子どもを入所させて、これを保護するとともに、自立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設</p> <p>④知的障害児通園施設 知的障害のある子どもを日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、自立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設</p> <p>⑤盲ろうあ児施設 盲ろうあ児施設は、青児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、自立生活に必要な指導又は援助を行うことを目的とする施設</p> <p>⑥肢体不自由児施設 上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある子どもを治療するとともに、自立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設</p> <p>⑦重症心身障害児施設 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している子どもを入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うことを目的とする施設</p> <p>⑧情緒障害児短期治療施設 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する子どもを、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせ</p>
-------------------------	---

改正後

	<p>⑨児童自立支援施設 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者の下から遠わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p>
里親、小規模住居型児童養育事業委託措置（27①Ⅲ）	<p>里親とは、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもを養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるもの家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛情関係の形成など子どもの健全な育成を図るもの。特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置が積極的に検討される。 また、小規模住居型養育事業とは、養育者の住宅を利用して、次の点を踏まえつつ、以下の点に留意して子どもの養育を行うもの。 ① 家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと ② 子ども間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行うこと ③ 子どもの権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと</p>
指定迅速支援医療機関委託（27②）	<p>肢体不自由児又は重症心身障害児について、国立高度専門医療センター等に入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託するもの</p>
家庭裁判所送致（27④Ⅳ）	<p>触法少年及びく犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行われる。 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。 ① 児童自立支援施設入所の措置をとることが適当と判断される子どもについて、その親権を行う者又は後見人がその措置に反対し、かつ児童福祉法第28条の要件に合致しない場合に、少年法第24条第1項第2号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合 ② 14歳以上の児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合</p>

3

(別添9) (略)

(別添10)

虐待相談に関する基本的留意事項

1. 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条において、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をい

改正前

	<p>て、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 ⑨児童自立支援施設 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者の下から遠わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p>
里親委託措置（27①Ⅲ）	<p>里親とは、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもを養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるもの家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛情関係の形成など子どもの健全な育成を図るもの。特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置が積極的に検討される。</p>
指定医療機関委託（27②）	<p>肢体不自由児又は重症心身障害児について、国立高度専門医療センター等に入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託するもの</p>
児童自立生活援助措置（27⑦）	<p>以下の要件を満たす子どもについて、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託するもの ① 義務教育を終了した子どもであること ② 里親、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に措置された子どもでその措置を解除されたものその他のものであること</p>
家庭裁判所送致（27④Ⅳ）	<p>触法少年及びく犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行われる。 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。 ① 児童自立支援施設入所の措置をとることが適当と判断される子どもについて、その親権を行う者又は後見人がその措置に反対し、かつ児童福祉法第28条の要件に合致しない場合に、少年法第24条第1項第2号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合 ② 14歳以上の児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合</p>

3

(別添9) (略)

(別添10)

虐待相談に関する基本的留意事項

1. 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条において、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をい

改正後	改正前
<p>う。」とされている。</p> <p>この場合の、「保護者」及び「監護する」については、基本的に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条における「保護者」及び「監護する」と同様に解釈すべきである。すなわち「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実的に監督、保護している場合には保護者に該当する。「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければならない。また、子どもが入所している児童福祉施設の長又は<u>子どもの養育について委託を受けた里親やファミリーホームの養育者は、子どもを現に監護している者</u>であり、「保護者」に該当する。なお、施設長や職員によるいわゆる体罰は、児童福祉施設最低基準により懲戒に係る権限の濫用として禁止されており、これに反する場合には最低基準違反として行政処分等の改善措置が図られるべきものである。</p> <p>個別事例において虐待であるかどうかの判断は、<u>児童虐待防止法</u>の定義に基づき行われるのは当然であるが、併せて子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきである。その際留意すべきは子どもの側に立って判断すべきであるということである。</p> <p>なお、児童虐待防止法では、</p>	<p>う。」とされている。</p> <p>この場合の、「保護者」及び「監護する」については、基本的に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条における「保護者」及び「監護する」と同様に解釈すべきである。すなわち「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実的に監督、保護している場合には保護者に該当する。「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければならない。また、子どもが入所している児童福祉施設の長は、子どもを現に監護している者であり、「保護者」に該当する。なお、施設長や職員によるいわゆる体罰は、児童福祉施設最低基準により懲戒に係る権限の濫用として禁止されており、これに反する場合には最低基準違反として行政処分等の改善措置が図られるべきものである。</p> <p>個別事例において虐待であるかどうかの判断は、法の定義に基づき行われるのは当然であるが、併せて子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきである。その際留意すべきは子どもの側に立って判断すべきであるということである。</p> <p>なお、児童虐待防止法では、</p>

改正後	改正前
<p>一～四 (略)</p> <p>と4つの行為類型として規定されている。具体的には、以下のものが児童虐待に該当する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 心理的虐待 (第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ことばによる脅かし、脅迫など。 ●子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。 ●子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。 ●子どもの自尊心を傷つけるような言動など。 ●他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。 ●子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。 ●<u>子どものきょうだいに、(1)～(4)の行為を行う。</u> <p><u>2～4 (略)</u></p>	<p>一～四 (略)</p> <p>と4つの行為類型として規定されている。具体的には、以下のものが児童虐待に該当する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 心理的虐待 (第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ことばによる脅かし、脅迫など。 ●子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。 ●子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。 ●子どもの自尊心を傷つけるような言動など。 ●他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。 ●子どもの前で配偶者に対し暴力をふるう。 <p><u>2～4 (略)</u></p>

改正後

(別添11)

統計分類

経路		種別		処理		
都道府県	児童相談所	ア	養護相談 児童虐待相談	a	面談指導 助言指導	1
	福祉事務所	イ		b		2
	その他	ウ	その他の相談	b	他機関あつせん	3
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致	4
	保健センター	オ	肢体不自由相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導	5
	その他	カ		e		
児童福祉施設 指定児童相談所 指定発達支援医療機関	保育所	キ	障害相談 言語発達障害等相談	f	助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告	6
	児童福祉施設	ク		g		
	指定発達支援医療機関	ケ	知的障害相談	h		
			自閉症等相談	i		
			非行相談 ぐ犯行為等相談	j		
保健所及び 医療機関	保健所	サ	触法行為等相談	k		
	医療機関	シ	性格行動相談	l		
学校等	幼稚園	ス	育成相談 不登校相談	m		
	学校	セ		n		
	教育委員会等	ソ	育児・しつけ相談	o		
	里親	タ	その他の相談	p		
児童委員	チ					
家族・親戚	ツ					
近隣・知人	テ					
児童本人	ト					
その他	ナ					

改正前

(別添11)

統計分類

経路		種別		処理		
都道府県	児童相談所	ア	養護相談 児童虐待相談	a	面談指導 助言指導	1
	福祉事務所	イ		b		2
	その他	ウ	その他の相談	b	他機関あつせん	3
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致	4
	保健センター	オ	肢体不自由相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導	5
	その他	カ		e		
児童福祉施設 指定児童相談所 指定発達支援医療機関	保育所	キ	障害相談 言語発達障害等相談	f	助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告	6
	児童福祉施設	ク		g		
	指定発達支援医療機関	ケ	知的障害相談	h		
			自閉症等相談	i		
			非行相談 ぐ犯行為等相談	j		
保健所及び 医療機関	保健所	サ	触法行為等相談	k		
	医療機関	シ	性格行動相談	l		
学校等	幼稚園	ス	育成相談 不登校相談	m		
	学校	セ		n		
	教育委員会等	ソ	育児・しつけ相談	o		
	里親	タ	その他の相談	p		
児童委員	チ					
家族・親戚	ツ					
近隣・知人	テ					
児童本人	ト					
その他	ナ					